

I はじめに

I 計画策定の意義

(1) 人権教育をとりまく動き

○世界

国連では、昭和 23（1948）年の総会において「人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」を採択した。そして平成 6（1994）年の総会において、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までを「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、その行動計画の中で人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及、および広報（情報提供）の努力」と定義している。

「人権教育のための国連 10 年」の取組を継承し、平成 17（2005）年から開始された「人権教育のための世界プログラム」は、第 1 フェーズ「初等中等教育における人権教育」、第 2 フェーズ「高等教育における人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」、第 3 フェーズ「第 1 及び第 2 フェーズの履行に係る努力の強化」と「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」と取組を進めた。令和 2（2020）年からは第 4 フェーズ「青少年のための人権教育」を重点対象とし、人権教育は、「青少年が自分たちの権利を行使し、他の人々の権利を尊重及び支持できるよう強化するための知識、スキル及び姿勢を育成するものとする」としている。

また、平成 23（2011）年には国連総会において「人権教育・人権研修に関する宣言」が採択された。人権教育には、規範や原則など人権を通じた教育、教育する側とされる側双方の権利を尊重する人権を通じた教育、人が自らの権利を行使し、他の人の権利を尊重するためのエンパワメントを含む人権のための教育が含まれるとしている。そこでは、人権教育・研修は、どの年齢にも関連する生涯にわたるプロセスであり、社会のあらゆるレベルに関係する都市、国家には人権教育と研修を促進し確保する一義的責任があり、適切な措置をとって実施していかなければならないとしている。

さらに、平成 27（2015）年の総会において「SDGs（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）」が採択され、令和 12（2030）年までに 17 の目標を達成し、「誰ひとり取り残さない」社会をつくることが掲げられている。

○国内

我が国では、国連において採択された国際人権規約をはじめとする人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法の整備などを進めるとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取組を進めてきた。

人権教育については、「人権教育のための国連 10 年」が採択されたことを受け、平成 9（1997）年に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を策定した。また同年に「人権擁護施策推進法」が施行され、平成 11（1999）年に同法による人権擁護推進審議会からの答申が出されている。これら国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進委員会の答申等を受けて、平成 12（2000）年に「人権教育・啓発推進法」が施行され、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基

本計画」が平成14（2002）年に策定された。この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行い、平成20（2008）年には「第三次とりまとめ」が文部科学省より出された。ここでは、人権教育の目標として、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすることと明記されている。この目標を達成するために「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の3側面を意識して取組を進めることを重視している。

その後も、平成28（2016）年に、人権に係る大きな3つの法律「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されるなど、人権問題に関する法整備が進められるとともに、その中で、教育・啓発は重要な視点としておさえられている。

令和5（2023）年4月1日に施行された「こども基本法」では「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神ののっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むこと」が明記されている。

○大阪府

大阪府では、令和元（2019）年10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の一部を改正し、府の責務に加えて、府民及び事業者の責務が追加された。これは、複雑多様化する人権課題に的確に対応し、国際都市にふさわしい環境整備を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、府民及び事業者の協力は欠かせないからである。同年に、性的志向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、「大阪府性的志向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が制定された。また、ヘイトスピーチをなくし、全ての人が互いの人種や民族のちがいを尊重し合って共生する社会を築くことを目指して、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が制定された。また、令和4（2022）年4月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行された。これは、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることを目指して制定されたものである。

同年には「大阪府人権教育推進計画」が改定された。そこでは、「人権教育の推進」「人権教育に取り組む指導者の育成」「府民の主体的な人権教育に関する活動の促進」「人権教育に関する情報収集・提供機能の充実」の4点を施策の方向として示されている。改定の主なポイントとして「インターネット上において人権侵害事象が多くみられることを踏まえ、情報発信者のモラルや人権意識を高め、また、インターネットの利用者のメディア・リテラシーを育成する取組」「多様な文化や価値観を持つすべての人々が共生できる人権教育を推進するとして、ヘイトスピーチを許さない社会機運の醸成に加え、性の多様性の理解増進に資する教育・啓発の取組」「仲間はずしや言葉・暴力によるいじめについて、重大な人権問題であるとし、学校・家庭・地域等が協働して、いじめの未然防止に向けた取組」を進めることが明記されている。

○泉南市

泉南市においては、平成7（1995）年、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、差別のない明るく住みよい泉南市の実現を目指し、「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条

例(現、泉南市人権尊重のまちづくり条例)」を施行した。この条例の精神に基づき、平成 10(1998)年に「泉南市同和行政基本方針」を、平成 12(2000)年には「人権教育のための国連 10 年」に係る「泉南市行動計画」を策定した。平成 24(2012)年には「泉南市男女平等参画推進条例」が施行され、「男女平等参画都市宣言」を行った。平成 29(2017)年には、本市の人権課題の現状を踏まえこれからの人権行政の方向性を示す「泉南市人権行政基本方針」を策定し、同方針に沿った人権施策を着実に推進するため、令和元(2019)年 8 月に「泉南市人権行政推進プラン」を策定した。

人権保育・教育に関しては、昭和 50(1975)年に「泉南市同和教育基本方針」を策定し、同和教育の推進に努め、全ての人々の人権を尊重するための様々な取組を推進してきた。平成 12(2000)年には、人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を明らかにした「泉南市人権教育基本方針」を策定し、その具体化を図る「泉南市人権教育推進プラン」を平成 13(2001)年に策定した。

また「泉南市同和行政基本方針」の具体化を目指し平成 13(2001)年に策定された「泉南市同和行政推進プラン」の教育分野において、同和教育行政の成果が人権に関するあらゆる問題の解決につながるよう、人権教育として再構築する必要性を明確にした。保育分野においては、人権尊重を基本とした同和行政における保育施策の基本理念を定めた。

さらに平成 15(2003)年、「次世代育成支援対策推進法」が成立するに伴い、平成 17(2005)年に基本的視点の一番目に全ての子どもの人権を保障することをうたった「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、子どもの育ちに関わる様々な施策を展開した。この策定を契機に、子どもの権利条例検討委員会が立ち上がり、平成 24(2012)年に「泉南市子どもの権利に関する条例」を施行された。この条例に基づき、すべての子どもにとってやさしいまち、子どもの権利が保障されるまちを目指している。

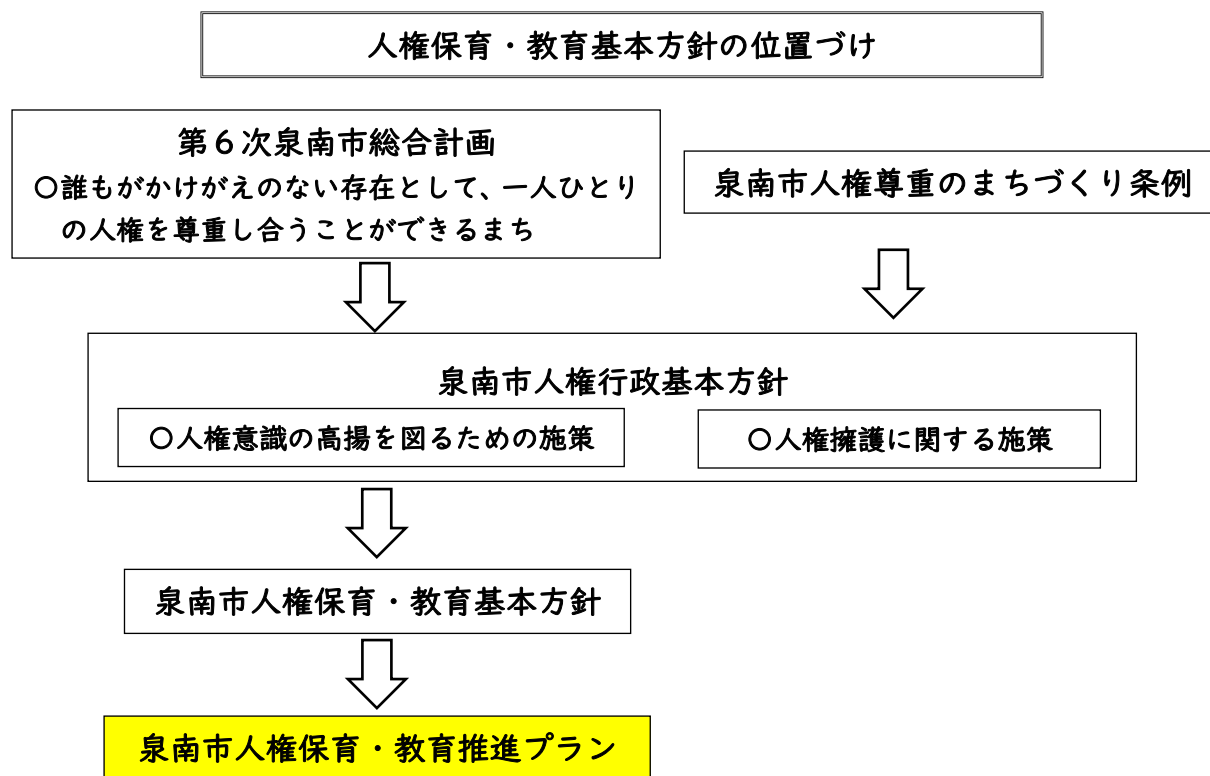
平成 17(2005)年、泉南市教育問題審議会(平成 16 年 4 月「これからの泉南市の教育のあり方について」諮問)における「学校規模の適正化と施設設備の整備」の審議に関わって、部落差別意識に基づく反対意見が市民から発せられるという事象が連続的に生じた。平成 18(2006)年の同審議会答申において、「これらの差別事象は、地域社会で潜在化していた同和地区への差別意識や忌避意識が、子どもの校区や土地の資産価値など自己の利害とのかかわりの中で顕在化したものである。」とし、「これらの差別意識や忌避意識は、同和地区の子どもたちの豊かな自己実現を妨げ、地域における人間関係を分断し、地域の教育力を歪めるものである」としている。そして、人権尊重のまちづくりについて、「学校園、並びに家庭・地域社会における人権教育・人権啓発は、泉南市人権教育基本方針、泉南市人権教育推進プランに基づいて推進されており、今回の差別事象を踏まえた抜本的な見直しが必要である。」としている。

この答申を受け、それまでの「泉南市人権教育基本方針」及び「泉南市人権教育推進プラン」を見直し、平成 19(2007)年に「泉南市人権保育基本方針」及び「泉南市人権教育基本方針」を策定し、平成 20(2008)年に具体的な計画として「泉南市人権保育推進プラン」及び「泉南市人権教育推進プラン」(2008~2012)を策定した。両推進プランは、平成 25(2013)年(2013~2017 の 5 年間の計画)、平成 30(2018)年(2018~2022 の 5 年間の計画)に改定された。

また、平成 18(2006)年から平成 20(2008)年に行われた教育問題審議会答申において新たに設置された調整区について、「今回の課題として残された『調整区』については、将来的には単一校区とするため、『調整区』の児童生徒数の動向を注視し、前の審議会答申で謳われた子どもの最善の利益を中心に据えた、新たな教育コミュニティとしての単一校区とするために十分な検証を行っていく必要がある。」としている。この答申を受け、泉南市人権政策推進本部において平成 23(2011)年に「調整区解消に係る基本方針」を策定し、その具体的実践に直結する行動計画とし

て「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン」を同年に策定した。同プランは5年間の計画期間を終えたが、調整区を解消するまでの状況には至らなかったため、「人権行政基本方針」及び「人権行政推進プラン」に土地差別解消をめざす取組を位置づけ、「調整区が実質的に解消されるまでの間、人権教育・啓発をはじめとする土地差別解消に向けた取組を人権政策推進本部として引き続き推進する。」こととしている。

人権保育・教育の取組を進める一方で、今日においても地域社会には様々な人権侵害が後を絶たない状況がある。近年では、インターネット上における人権侵害事象が多発していることも踏まえ、差別を許さない人権尊重のまちづくりの視点に立った総合的な推進が求められている。



(2) 泉南市の人権保育・教育の現状と課題

(令和3年厚生労働白書より)

令和2(2020)年、世界は「新型コロナウイルス感染症」一色であった。我が国でも、1月に国内初の患者が確認され、(中略)3月に入ると小・中学校、高校等に臨時休業が要請された。4月には初めて「緊急事態宣言」が発出され、社会・経済活動は大きく制約されることとなった。こうした感染拡大防止のための措置とあわせて、「医療を守る」、「雇用を守る」、「生活を守る」の観点から、前例なき対策を含め様々な措置が講じられた。その後も感染状況は刻々と変化し、感染症との闘いは今なお続いている。

こうした厳しい状況下で、国民生活は大きな変化を強いられた。外出自粛をはじめ人と人との接触機会の減少が要請される中、仕事の面では、女性や非正規雇用労働者を中心に休業等を余儀なくされる者が多数生じたほか、テレワーク等がこれまで以上に広く実施されることとなった。家庭が「職場」になり、休校により家庭が「学校」となったことにより、家庭生活の面では男女を問わず在宅時間が増加した。その中であって女性の家事・育児負担が相対的に大きくなり、若者とともに女性の自殺、DV相談件数が増えるという事態が生じた。

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響が、様々な形で課題として表れてきている。感染拡大防止のために実施されたテレワークや外出自粛により、人との接触機会が大きく減少する中で、これまでのように人と人とのつながることができる機会、実際に体験や経験を積む機会が減少した。また、情報化社会の急速な発展により、インターネットによるコミュニケーションによって、人生が豊かになる一方で、その使い方や表現等によって、差別や人権侵害が多数起きている。スマートフォンやタブレットなどの普及により、いつでも誰でもインターネット上にある情報に触れることができる状況となっており、全ての人が加害者にも被害者にもならないような取組を進めていく必要がある。

このような時代だからこそ、人と人が豊かにつながることで全ての人が自分と他者の存在を認め合う人権文化の創造をまちづくりの視点で推進していくことが必要である。さらに、これらの社会経済的な状況の変化が多くの人に影響を与えているが、それが顕著に表れているのが子どもたちだということを踏まえ、人権保育・教育の実践を進める際には、子どもを権利の主体と考え、生まれながらに有している成長・発達の可能性を十分発揮できるようにする必要がある。

(3) 今後の人権教育の意義

○人権教育の意義

人権教育は、人権侵害や差別をなくすための教育にとどまるものではありません。さまざまな人権課題に焦点を当てる意味は、その中で生きてきた人々との出会いを通して、学習者自身が自らを見つめなおすことで、これからの自分の生き方を豊かにしていくことにあります。このような営みを通して、学んだ一人ひとりが日常生活の中にある人権問題や差別と向き合いながら、差別のない、人権が確立された社会を、主体性を持って構築していくことが人権教育の意義であると考えます。

○人権教育の目標

人権教育の目標は、人権に関する知識・態度・スキルを獲得することによって、自らの大切さとともに他者の大切さを認め、社会生活の中で実際に起きるあらゆる差別や人権侵害に対して、その解決に向けて行動し、人権尊重のまちづくりに主体的に参画する市民の育成をめざすことである。

2 計画の位置づけ

令和5(2023)年6月に泉南市・泉南市教育委員会が策定した「泉南市人権保育・教育基本方針」に基づく人権保育・教育を、人権施策の総合的推進の視点に立って推進していくための計画として策定した。ここでいう人権施策とは、人権意識の高揚を図るための施策と人権擁護に資する施策をいい、人権教育とはその中の人権啓発を含めた人権意識の高揚を図るための施策すべてを指す。

3 計画期間

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とし、国連、国、府の動向、子どもや保護者をはじめとする市民の実態やニーズ、社会情勢の変化、法令・制度の変更などに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

II 基本理念（どのような市民に どのような子どもに）

- **自分を大切に**
～自己肯定感、自尊感情、自分って大切、自分らしさを大切に、自分を知る～
- **自分の考えを持つ**
～自分で考えて判断する、正しい情報を知る～
- **主体性を持って行動する**
～自己表現をする、伝える、寄り添う、頼る、相談する～
- **ちがいを認め合う**
～多様性・他者理解、相手の気持ちに気づき共感する、相手の立場に立つ～
- **人の痛みに気づき、おかしいと言える**
～おかしいことをおかしいと感じ伝える～
- **夢や希望を持ってチャレンジする**
～諦めない、失敗してもやり直せる、見通す、試行錯誤する～
- **人とつながり続ける**
～人との出会い、つながりを大切に～
- **しなやかなからだをつくる**
～様々な感覚を感じとる・最後までやり通す～

III 基本的な考え方（どのような人権保育・教育を進めるのか）

【誰のために、何のために】

人権とは「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」（国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月）より）である。

「社会を構成するすべての人々」にこの権利が届くために、常に「誰のために、何のために、この取組は必要なのか」という人権の視点に立ち、目的意識を持った人権保育・教育を以下の3つの観点から推進していく。

○ **全ての人の人権が尊重される人権保育・教育を推進**

性別、国籍、障害の有無や生まれた地域や育った環境によって差別されたり人権が侵害されたりすることのない、一人ひとりの人権が尊重された安心できる雰囲気や就学前児童施設や学校、社会の中につくる人権保育・教育を推進する。

○ **態度や行動に結びつく人権保育・教育を推進**

身のまわりの生活に起こる人権のさまざまな問題について、解決しようとする態度や行動に結びつく人権感覚・人権意識を身につける人権保育・教育を推進する。

○生き方を豊かにする人権保育・教育を推進

人との出会いを通して自分を振り返りながら、人とつながり、社会と関わる中で、自らの価値に気づき、生き方を豊かにする人権保育・教育を推進する。

IV 基本方向（取組をつくる）

◎泉南市人権保育・教育推進プランでは、各団体の名称を次の略称で表記する。

- ・泉南市人権啓発推進協議会⇒「人権啓発推進協議会」
- ・泉南市人権協会⇒「人権協会」
- ・岸和田人権擁護委員協議会泉南地区委員会⇒「人権擁護委員会」
- ・泉南市事業所人権推進連絡会⇒「事業所人権推進連絡会」
- ・泉南市人権教育研究協議会⇒「市人研」
- ・泉南市在日外国人教育研究協議会⇒「市外教」

◎泉南市人権保育・教育推進プランでの次の表記は、以下の施設や職を含む。

- ・「就学前児童施設」⇒保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター
- ・「就学前児童施設等」⇒保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター、地域子育て支援センター
- ・「学校」⇒小学校・中学校
- ・「教職員」⇒学校・就学前児童施設等に在籍する全ての職員

I 人権が尊重される学校や社会の構築

(1) 基本となる考え方を示す（条例、基本方針など）

人権保育・教育を進めるために、取組の根拠（よりどころ）となり、取組を振り返る根本となるものとして、条例の他に、市や各組織・団体・学校・社会教育施設において基本方針、推進計画等を整備します。これらのものを新たに策定する際は、本市の市民や子どもの実態分析を踏まえたものを創造するとともに、策定後も時代や人権の考え方、実態の変化に柔軟に対応し、随時見直します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	「泉南市教育振興基本計画」に基づく施策の見直し	「泉南市教育振興基本計画」に基づく施策について、毎年実施する点検・評価結果を踏まえて、人権教育の視点で見直し、今後の取組に生かします。	教育部	新規
②	泉南市人権保育・教育推進プランの総括・見直し	泉南市人権保育・教育基本方針に基づき泉南市人権保育・教育推進プランを人権の視点で総括し、見直します。	人権国際教育課 保育子ども課	拡充
③	各学校、就学前児童施設の人権保育・教育基本方針、人権保育・教育推進計画への反映、毎年見直し	全ての校園所の人権保育・教育基本方針、人権保育・教育推進計画に本市並びに本市教育委員会の人権保育・教育に係る各基本方針並びに推進プランを反映させ、毎年、観点を明らかにしたヒアリングを行う中で総括し、見直します。	人権国際教育課 保育子ども課	継続

④	泉南市子どもの権利に関する条例に基づく保育・教育の推進	泉南市子どもの権利に関する条例に基づく保育・教育を推進します。	人権国際教育課	拡充
⑤	青少年センターあり方基本方針、事業計画等の見直し	青少年センターあり方基本方針や、事業計画について、人権の視点を踏まえ点検し、見直します。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑥	泉南市健康増進計画（健康せんなん21）の推進	計画の基本理念及び基本方針に基づき、市民の健康づくりの取組を推進します。	保健推進課	新規
⑦	泉南市食育推進計画の推進	事務局（指導課・保育子ども課・保健推進課）と幼保・小・中学校等と連携を図り、健康な心と体づくりを推進します。	保健推進課	新規
⑧	泉南市自殺対策計画の推進	誰もが自殺に追い込まれることのない社会を目指して、関係機関と連携し推進します。	保健推進課	新規
⑨	泉南市地域子育て支援センター事業実施要綱に基づく推進	泉南市地域子育て支援センター事業実施要綱に基づき、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービス（遊びの広場・親子教室・出前保育等）の提供を行い、地域子育て支援機能の充実を図ります。	家庭支援課	継続
⑩	泉南市家庭支援推進保育所事業実施要綱に基づく推進	泉南市家庭支援推進保育所事業実施要領に基づき、家庭支援担当保育士が入所児童に対して家庭環境に配慮してきめ細かな保育や家庭訪問の実施と、在宅家庭に対して地域に出向き出前保育・出前育児相談・親子教室・育児講座等を実施し、保育園所の地域展開を推進します。	保育子ども課	継続
⑪	泉南市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の推進	「泉南市子ども・子育て支援事業計画」を泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会において、計画の進捗状況を確認し、推進します。	子ども政策課 保健推進課 指導課	継続
⑫	泉南市子どもの権利に関する条例に基づく事業の推進	「泉南市子どもの権利に関する条例」に基づく事業等を毎年見直し、次年度の事業へ反映します。	子ども政策課 人権国際教育課 人権推進課	継続
⑬	活動方針、研究課題等の毎年見直し	市内の学校や子どもの実態、国や府の人権教育の動きを見据え、土地差別の解消をはじめとする様々な人権課題の解決を図るために、活動方針、研究課題を毎年見直し、研究と研修の両側面からの活動を推進します。	市外教 市人研	継続
⑭	障害のある子どもの育ちを保障する要綱や計画に基づいた支援	泉南市子ども・子育て支援事業計画、泉南市障害児福祉計画に基づき、身体的・知的・行動的側面での発達障害や、その疑いのある子ども、医療的ケアの必要な子ども、保護者に対して支援します。	保育子ども課 保健推進課	拡充

⑮	泉南市子どもを守る地域ネットワーク設置要綱に基づく推進及び子どもの虐待予防	泉南市子どもを守る地域ネットワーク設置要綱に基づき、子ども及びその家庭が地域の中でいきいきと生活する環境をつくるために、福祉・保健・教育を担当する機関が連携をとります。また、虐待を受けている、又は虐待の疑いのある子どもを守ります。	家庭支援課 保育子ども課 指導課 保健推進課	継続
⑯	就学前児童施設における毎年の基本方針の確認と推進計画の見直し	毎年、年度当初に就学前児童施設的全職員で人権保育の基本方針の確認をし、子どもや保護者の実態に基づいた推進計画を策定します。	保育子ども課	継続
⑰	就学前児童施設の人権保育推進計画の毎年の見直し	各就学前児童施設の人権保育推進計画について、毎年、観点を明らかにしたヒアリングを行う中で総括し、見直します。	保育子ども課 人権国際教育課 指導課	継続
⑱	「人権行政基本方針」「人権行政推進プラン」に基づく取組の推進	本市の人権施策の基本的な方向性を定めた「人権行政基本方針」及び具体的な実行プランである「人権行政推進プラン」に基づいた取組を推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。	人権推進課	拡充
⑲	「男女平等参画プラン」「男女平等参画推進条例」に基づく取組の推進	令和3年度末に「第4次せんなん男女平等参画プラン」(計画期間：令和4年～令和13年度)を策定しました。今後は当プランと「泉南市男女平等参画推進条例」に基づき、取組を推進します。	人権推進課	拡充
⑳	人権啓発推進協議会の活動基本課題の毎年の見直し	人権啓発推進大阪協議会(愛ネット大阪)と連携し、活動基本課題を毎年点検・見直しを行い、その中で毎年度の事業計画を立てます。	人権啓発推進協議会	継続
㉑	人権協会の活動方針の毎年の見直し	毎年、活動方針の見直しを行い、それに応じた内容の事業計画の策定を行います。	人権協会	継続
㉒	人権擁護委員会の啓発活動重点目標の毎年の見直し	毎年、活動方針の見直しを行い、それに応じた内容の事業計画の策定を行います。	人権擁護委員会	継続

(2) 困っている人が相談できるシステム

人権に関わる問題について、誰もが困ったときに気軽に相談できるシステムを構築します。情報機器等を積極的に使い、全ての人が相談できる環境整備に努めるとともに、一人ひとりに情報がとどく工夫を行います。さらに相談業務に専門家を配置するなどして、相談ニーズにも対応します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	子どもへの相談情報提供	子どもたちがいじめやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする、その他の人権侵害等を受けたときにすぐに相談できるよう、相談窓口の周知徹底に努めるとともに、情報提供のあり方を工夫します。	人権国際教育課 指導課	継続

②	アンケートの実施	子どもたちがいじめやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする、その他の人権侵害等を受けたことを先生に伝えることができるよう、アンケートを実施します。	人権国際教育課 指導課	拡充
③	小中学校へのスクールソーシャルワーカー派遣	全小中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、相談機能の充実を図ります。	指導課	拡充
④	教育相談の充実	教育相談員を配置し、相談窓口としての機能を果たします。	指導課	継続
⑤	相談室等の設置	学校内に相談室等を設置し、相談機能を強化します。	指導課	継続
⑥	早期相談・早期支援の推進	就学前施設から小学校へのスムーズな移行に向けた早期相談・早期支援の体制を推進します。	指導課	継続
⑦	スクールカウンセラーの配置	全中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談機能の充実を図ります。	指導課	拡充
⑧	相談支援事業の実施	子どもや保護者が抱えている家庭や学校での悩みについて、共に過ごす中で話をきき、共感的に受け止めます。また関係機関との連携を密にし、相談者をつなぎます。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑨	子ども相談・育児相談の充実	(1)「こんにちは赤ちゃん訪問事業」において、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、子育ての相談に応じます。地域の子育て情報を提供します。	保健推進課 民生委員児童委員	継続
		(2)妊娠届出時の面接をはじめ健診等の事業を通して保護者と話す機会を通じて、育児や心身の健康問題等についての相談に応じます。	保健推進課	継続
		(3)困った時に気軽に相談できるように、子育て相談、電話相談、来園来校相談で対応し、必要に応じて他機関と連携します。	家庭支援課 保育子ども課 指導課 保健推進課	拡充
		(4)0歳から18歳までの子どもの支援を必要とする保護者に対して、子どもや子育てに関する相談、虐待などの相談に応じます。	家庭支援課	継続
		(5)子どもが自ら相談しやすい仕組みとしてフリーダイヤルの設置や無料で利用できる相談ハガキを作成し、学校等を通じて広く子どもに周知します。	家庭支援課	新規
		(6)電話相談・個別面談の実施をパンフレット等にて市民に周知します。	家庭支援課	継続
		(7)保育園・幼稚園・認定こども園に在籍している子どもの相談を受け、学期に1回、訪問指導を行います。	保育子ども課	継続
		(8)児童発達支援事業として個別の療育と保護者への研修を行います。また、保育所等訪問支援事業にて対象児の施設を訪問し、適切かつ効果的な支援を行います。	保育子ども課	継続

⑩	支援を要する子どもへの巡回指導を通じた職員相談	支援を必要とする子どもへの巡回指導を行う中で、職員の相談に応じます。	保育子ども課	継続
⑪	相談しやすい日常的な雰囲気づくり	保護者との会話や個人懇談、家庭訪問、電話連絡等を通して、保護者が悩み等を相談でき、子育てに孤立しないような場の提供や雰囲気を日常的につくります。	保育子ども課 家庭支援課	継続
⑫	人権相談事業の推進	(1)身近な場所（公民館・集会場等）や人権イベントの機会に相談につながるよう、相談体制の充実、周知を図り、各機関との連携を通じて、必要としている人に情報が届く工夫を行います。	人権協会 人権擁護委員会	継続
		(2)社会福祉施設等における特設人権相談所を開設します。	人権擁護委員会	継続
		(3)子ども自身が直接相談できる「子どもの人権SOS ミニレター」の活用を図ります。	人権擁護委員会	継続
		(4)「子どもの人権110番」「女性の人権ホットライン」「LINEによる相談」の強化を図ります。	人権擁護委員会	継続
		(5)様々な課題を有する人々の自立と自己実現を達成するため、総合相談事業（人権・生活・就労・進路）を充実させます。また、相談者が相談しやすい環境づくりの工夫や、相談員のスキルアップにも努めます。	人権協会	拡充
⑬	女性相談事業の推進	「女性相談」「女性のための電話相談」について、相談体制の充実、周知を図り、各機関との連携を通じて、必要としている人に情報が届く工夫を行います。	人権推進課	拡充

(3) 人権侵害を受けた人を救済するシステム

人権侵害を受けた市民・子どもを至急、救済します。迅速に動くシステムの構築のために、日常的な様々な機関の連携・ネットワークの創造に努めます。

	取組	取組の内容	担当課	
①	府教育委員会の「被害者救済システム」との連携	大阪府教育委員会「被害者救済システム」と連携し、学校内でのいじめ、セクシュアル・ハラスメントや体罰等の権利侵害事象からの子どもの救済について迅速に対応し、権利侵害事象の未然防止に努めます。	人権国際教育課 指導課	継続
②	人権侵害を許さない学校体制づくり	全ての学校に、人権侵害が生じた場合の子どもや保護者への迅速な対応、相談活動を担う役割を負う人権教育担当者を置き、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努めます。	人権国際教育課	継続

③	「学校における人権教育推進のための資料集」(大阪府教育委員会)の周知	「学校における人権教育推進のための資料集」(大阪府教育委員会)の周知に努め、学校内で人権侵害等が生じた場合には、それを参考に機を逸することなく組織的に対応します。その際には、人権侵害を受けた子どもの人権を擁護することを基本に、事実関係を明らかにした上で、関係した子どもの背景や要因を把握・分析し、明らかになった教育課題を解決することに努めます。	人権国際教育課	拡充
④	「いじめ防止基本方針」に基づいた取組の推進	各学校が策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題の克服に向けた取組を推進します。	指導課	拡充
⑤	「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」(大阪府教育委員会)の周知	「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」(大阪府教育委員会)の周知に努め、学校内でのいじめ事象には、いじめられた子どもの立場に立って取り組み、迅速かつ組織的に対応します。また、未然防止、早期発見のシステムをつくり、いじめを許さない学校づくりに努めます。	指導課	継続
⑥	不登校児童生徒の早期発見早期対応システムの充実	教育支援センターを充実し、不登校児童生徒の早期発見早期対応システムの充実を図ります。	指導課	継続
⑦	セクシュアル・ハラスメント等の防止及び対応のシステムの整備・充実	教育委員会作成の「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する要綱」(平成29年5月改定)、大阪府教育庁作成の「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のために」(平成29年5月)の周知に努め、各学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止及び対応のシステムの整備・充実を図ります。	指導課	継続
⑧	子どもの虐待防止のネットワークの強化	泉南市子どもを守る地域ネットワークの代表者・実務者会議のネットワークを強化します。虐待の疑い又は虐待の通報を受けた場合、岸和田子ども家庭センターと連携し、速やかに家庭訪問し、子どもの安全確認に努めます。	家庭支援課	継続
⑨	相談機関の周知	青少年センターで発行する館だよりにより、市内の小中学校児童・生徒に相談機関を周知します。	生涯学習課 (青少年センター)	新規
⑩	相談事業の実施	本市「子どもの権利に関する条例」に示された「子どもの相談と救済」に向け、日常的な居場所づくりを行うことを通して、子どもやその保護者が困ったことや悩みを日常的に相談できる環境を整えます。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑪	相談機関ネットワークの構築	庁内、市内における各相談機関及び相談窓口において連携を図り、各機関や各窓口が抱える課題や事案に対しスムーズに調整・対応できるようネットワーク化を行い、互いが協力し合い相談者自らが主体的な判断により課題解決することができるよう支援します。	人権推進課 人権擁護委員会	継続

⑫	DV 被害者救済システムの構築	「泉南市配偶者からの暴力防止会議」において各関係機関との連携強化を図り、DV防止からDV被害者の自立支援までの総合的な支援体制を整えます。また、DV被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」を有効に活用し、継続的な被害者支援を目指します。	人権推進課	拡充
---	-----------------	--	-------	----

(4) 人権侵害を防ぐ、見逃さない、人権保障のためのネットワーク

性別、国籍、障害の有無や生まれた地域や育った環境によって市民や子どもの権利が侵害されないようにシステムを確立するとともに、人権侵害を防ぎ、見逃さないための、様々な機関の連携の上にたった見守りのネットワークを構築します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	人権の視点にたった小学校への子どもの引継ぎ	学校での子どもの人権が守られるよう、人権の視点に立った小学校との子どもの実態の引継ぎを行います。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
②	子どもの権利擁護	「泉南市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの声を聴き、子どもの最善の利益を第一に考慮して、子どもの権利が擁護されるように努めます。相談救済のための公的第三者機関を設置し、「市民モニター制度」や市民グループ等と協力し、子どもの権利擁護を行います。	子ども政策課 人権国際教育課 人権推進課	新規
③	男女平等教育の推進	「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するために、家庭、地域、学校など社会のあらゆる分野において、男女平等教育を推進する教育・学習の充実を図ります。	人権国際教育課	継続
④	在日外国人の子どもたちの学校生活の支援	在日外国人の子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、市内の日本語指導対応教員配置校と連携しながら、「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業」泉南ブロック協議会等を通じ支援に努めます。	人権国際教育課	継続
⑤	放課後児童健全育成事業	労働等により保護者が昼間家庭のいない小学校児童に対し、授業終了後に安心して過ごせる遊びや生活の場を提供することにより児童の健全育成、自立支援及び保護者への子育て支援を推進します。	生涯学習課	継続
⑥	泉南市地域子育て拠点事業連絡会議における交流・情報交換	子育て支援を効率よく提供するために、地域子育て拠点事業連絡会議における情報交換と交流を通して事業実施に役立てます。	家庭支援課	継続

⑦	要支援家庭への家庭訪問	各関係機関と連携・協力しながら要支援家庭を訪問するなどし、地域につながります。	家庭支援課 保育子ども課 保健推進課	継続
⑧	子どもの人権を守る、泉南市子どもを守る地域ネットワークを通じた機関連携	泉南市子どもを守る地域ネットワークを通して、市民や関係機関職員への子ども虐待防止の啓発と研修を行い、全ての子どもの未来を守るため、子どもの虐待の未然防止につながる社会づくりに努めます。	家庭支援課 保育子ども課 保健推進課 指導課	継続
⑨	就学援助制度の充実	生保受給家庭に準ずる家庭の児童生徒に対して教育費の一部を援助する制度の維持に今後も努めます。その際、学校担当者と連携を密にし、制度内容を周知します。	教育サービス課	拡充
⑩	子育て支援事業の実施	保護者どうしがつながり合える安全で安心な居場所の提供を行います。また関係機関・団体と連携し、子育て講演、講座に参画します。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑪	外国にルーツのある子どもたちの学校生活の支援	外国にルーツのある子どもたちが安心して学校生活をおくれるよう、市内の日本語指導対応教員配置校と連携しながら、「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業」泉南ブロック協議会等を通じ支援に努めます。	市外教	継続
⑫	障害児の人権保障の推進	関係機関と連携を取りながら、障害児の実態把握に努め、保護者支援を充実させ、子どもの育ちを保障します。	保育子ども課 指導課	継続
⑬	「専門部会」「秋季研究集会」等での実践を通じた日々の就学前・小・中のつながりづくり	各専門部会や「秋季研究集会」等の研究や実践交流を通して、就学前・小・中のつながりをつくります。	市人研	拡充
⑭	保幼小の連携推進	泉南市における保育所、幼稚園、こども園、小学校の連携を深めるため、定期的に保幼小連携推進会議を開催し、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。	指導課 保育子ども課	継続
⑮	支援教育の体制整備	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援のための支援体制を整えます。	指導課	継続
⑯	進路支援の充実	社会階層や文化的背景、マジョリティ・マイノリティに左右されることなく全ての子どもに学力をつけ、その進路を切り開くため、相談活動等を通じて情報提供を行うとともに、中退者等の地域支援体制やニーズの対応等、「進路選択支援事業」を充実させます。	指導課	継続

(5) 行政等総合推進のためのネットワーク

市内で取り組まれている全ての人権保育・教育推進のための取組を総合的に把握、総括、方針化する組織を確立します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	「人権保育・教育基本方針推進委員会」による点検・総括	「人権保育・教育基本方針推進委員会」で、人権保育・教育基本方針に基づく人権保育・教育推進プランに示された各部署の計画・推進状況について、毎年、総合的に点検・総括します。	人権国際教育課 保育子ども課	新規
②	人権啓発の充実・強化	人権政策推進本部において、人権教育推進のための取組を総合的に把握、総括し、人権政策推進本部としての基本方針を策定し、各部会での取組についても推進し、毎年年度末総括を推進本部会議で報告します。	人権推進課	継続
③	男女平等参画施策の充実・強化	泉南市男女平等参画推進条例に基づき、泉南市男女平等参画推進本部に図り、泉南市男女平等参画審議会の提言をいただきながら、男女平等参画施策を総合的に推進します。	人権推進課	継続
④	「人権啓発・研修に係る担当実務者連携会議」による取組の創造	各部署、関係団体、研究団体で「人権啓発・研修に係る担当者実務者連携会議」を開き、研修の整理と人権啓発リーダーのあり方を協議し、総合的な取組を推進します。	人権国際教育課 人権推進課	継続

(6) 実態を把握するシステム

市民・子どもの実態・ニーズにもとづいた取組を推進するために実態把握に努めます。そのために、市民の実態調査・意識調査の実施・分析を行うとともに、相談業務を行っている全ての部署・組織からの相談内容の把握・総括・分析、差別事象や人権侵害事象の分析等を行います。さらに、それぞれの研修・講座等の取組に関しては、参加者の声等をもとに丁寧な振り返りを行います。

	取組	取組の内容	担当課	
①	ヒアリングによる実態把握	ヒアリングを通して、各園所・子ども総合支援センター・各学校の子どもの実態、保護者の実態を把握します。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
②	外国にルーツがある子どもの実態把握	在日外国人・外国にルーツがある子どもの在籍状況や実態把握に努めます。	人権国際教育課 保育子ども課	拡充
③	研修参加者による評価からの把握	研修の際には必ずコミュニケーションカード等を用意し、参加者による評価を行う中でニーズや実態を把握します。	人権国際教育課	継続
④	地域の子どもの実態の把握	子育て支援事業を共催、協力してもらっている他機関との連携を密にし、各事業の参加スタッフと情報交換を行い、実態を把握し共有します。	家庭支援課	継続
⑤	子どもの虐待防止の取組を通じた実態把握	(1)泉南市子どもを守る地域ネットワークにおいて、全ケースの進行管理を行い、定期的な安全確認をする中で実態を把握します。	家庭支援課	継続

		(2)各機関の子ども虐待に関わる職員のアセスメント力向上に向け、情報交換会を行う中で、実態を把握します。	家庭支援課 保健推進課 指導課 保育子ども課	継続
⑥	職員の意見を分析・評価する中での実態把握	職員研修を充実させるとともに研修・行事・保護者支援について、各職員の意見を分析・評価し、保護者のニーズ・実態を把握します。	家庭支援課 保育子ども課	継続
⑦	アンケート調査による把握	(1)子育て支援事業企画にあたり、アンケート調査(事業ごと・年度末等)を実施し実態把握に努めます。	家庭支援課	継続
		(2)保護者から保育等のアンケート調査を行い、評価結果を保護者に返すとともに、保育に反映させます。	保育子ども課	継続
⑧	青少年センター事業アンケートの実施	青少年センターで実施する事業後にアンケートを実施し、子どもや保護者の感想や意見を今後反映させます。	生涯学習課 (青少年センター)	新規
⑨	外国にルーツのある子どもの実態把握	教育委員会との連携を深めながら外国にルーツのある子どもの実態把握に努めます。	市外教	継続
⑩	子ども相談のシステムの確立	相談業務において、相談者台帳を活用し、情報の管理をするとともに、相談業務担当者の研修を保障し、アセスメント力を高め実態把握し相談業務のシステムを充実させます。	保育子ども課	継続
⑪	日常的な実態把握と共通理解	(1)家庭訪問、懇談会、などを通して、日常的に一人ひとりの子ども・保護者の実態把握を行い、全体での共通理解に努めます。	保育子ども課	継続
		(2)保健推進課が実施している発達相談・発達クリニックに保護者とともに参加し、子どもの実態及び課題を把握し保育を推進します。	保育子ども課	継続
⑫	保育行事への参加者による評価からの把握	保育参加、行事参加等の感想文等に、実際保育に参加して感じたことや改善点・疑問点などを記入してもらい、保育や運営に生かします。	保育子ども課 指導課	継続
⑬	調査結果の分析による実態把握	令和4年度に実施した泉南市市民人権意識調査や令和3年度に実施した大阪府民人権意識調査の分析結果を踏まえて、本市の抱える人権課題について広く市民に啓発・教育できるような研修・講座を推進します。	人権推進課	拡充
⑭	相談事業における実態把握	人権相談(総合相談・女性相談)事業の内容から課題の把握に努めます。	人権推進課	継続
⑮	講座や活動への参加者からの実態把握	(1)市民向け講座修了者による、人権グループ「おしゃべり会」からの声をもとに、研修・講座についてのニーズ・実態把握に努めます。	人権推進課	継続
		(2)市民グループとの協働及びせんなん男女平等参画ルーム「ステップ」登録グループネットワーク会議「ステップネット」を定期的開催し、市民グループの実態、動向を把握します。	人権推進課	継続

⑯	人権啓発活動のふり返りによる地域の人権課題の把握	人権啓発推進協議会運営委員による人権啓発活動における振り返りを行い、地域における人権課題を聞き取り、人権啓発事業に生かします。	人権啓発推進協議会	継続
⑰	中学校の進路指導における実態把握	中学校の進路指導における実態把握「泉南市進路指導研究委員会」を通して、各中学校の進路指導における課題や子どもの状況について実態を把握します。	指導課	継続
⑱	把握・総括・分析システムの確立	把握・総括・分析システムの確立・各種教育相談の窓口を周知させるとともに、福祉部局と連携を取りながら相談員の資質向上のための研修を実施します。	指導課	継続

(7) 情報宣伝・広報・周知システム

人権保育・教育推進の取組や人権擁護のための制度に関する情報が市民・子ども一人ひとりに届くように努めます。そのために広報活動の充実を図ると共に、各組織・団体のネットワークの中で最も情報が必要な人に届くつながりを一つひとつ創造します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	情報格差が起らないための広報の充実	(1)PTA研修・保護者研修・校園所の通信・家庭訪問等を通して、現実に起こっている人権課題に対する取組等を広く発信し、情報格差が起らないよう、広報を充実させます。	人権国際教育課 指導課	継続
		(2)保護者研修・園の通信・家庭訪問等を通して、現実に起こっている人権課題に対する取組等を広く発信し、情報格差が起らないよう、広報を充実させます。	保育子ども課	継続
②	webサイト等を活用した広報・周知	実施された研修や研究会について、ホームページやSNS等を活用し、内容の広報、周知します。	人権国際教育課	新規
③	研究冊子等の編集・配布	市内の実践においては研究冊子等(「人権保育・教育の実践」「じんけん(人権作品集)」「人権教育指導資料」等)にまとめ、人権保育・教育推進の参考として市内の全教職員にその内容を周知します。	人権国際教育課	継続
④	保護者への調整区の周知研修の実施	保護者を対象に調整区をはじめとする教育施策に関する知識・情報を伝える研修を実施します。	人権国際教育課	継続
⑤	通信やブログを使った発信	通信やホームページを使った市民の共鳴・共感づくり・各校園の取組を通信やブログを使って発信し、広く情報宣伝に努め、目指す学校像にもとづく取組への市民の共鳴・共感づくりを促進します。	指導課	継続
⑥	人権保育・教育推進の取組や人権擁護のための制度に関する情報の提供	関係各課や各種団体と連携し、広報せんなん及びチラシ等を設置し、講座等の情報を広く提供します。	文化振興課 (公民館) (図書館)	継続

⑦	学習・人権・子育てに関する情報の提供	関係各課や各種団体と連携し、チラシ、web サイト等で人権教育講座等の情報を提供します。	生涯学習課	継続
⑧	学習・人権子育て情報の提供	館だよりや web サイト、青少年センター公式 SNS 等を通じて、人権や学習、子育てに関する様々な情報を提供します。	生涯学習課 (青少年センター)	新規
⑨	web サイト・ICT システム・たより・情報の充実	(1)母子健康手帳アプリ「せんくまっこナビ」の、普及、充実を図ります。	保健推進課	新規
		(2)子育て支援事業を広く市民に伝えるため、パンフレット・チラシ等を作り周知します。	家庭支援課 保育子ども課 保健推進課	継続
		(3)子どもの虐待防止のため、市民啓発のためのチラシ・虐待に気づいたときのマニュアルを作成・配布します。	家庭支援課	継続
		(4)国や府、各機関からの情報を収集し、保護者に提供します。	家庭支援課	継続
		(5)就学前児童施設等の web サイト、ICT システム等を通して、子どもを大切にす人権保育の推進の周知と情報提供に努めます。	保育子ども課 指導課	拡充
⑩	地域の子育て支援の拠点づくり	(1)各機関の子育て支援事業の情報交換をし、子ども・保護者の課題に応じた事業を紹介します。	家庭支援課	継続
		(2)市内で実施している子育て支援事業を市民に情報として届けます。	家庭支援課	継続
⑪	「市外教だより」「府外教通信」による在日外国人教育に関する情報の提供	「市外教だより」の発行、「府外教通信」の配布を通じて、在日外国人教育に関する情報を教職員に提供します。	市外教	継続
⑫	機関紙の発行及び通信の配布による人権保育教育に関する情報の提供	「であい」「大人教つうしん」の配布や「わだち」の作成・配布を通して、全国・大阪府ならびに市内の人権保育・教育の取組や情報を教職員に提供します。	市人研	継続
⑬	広報の充実	広報せんなんの「シリーズ人権」及び web サイトを通じて、人権に関する講座や様々な情報を提供します。	人権推進課	継続
⑭	男女平等参画情報誌「step」の発行	男女共同参画についての基本的な認識と理解を深めてもらうため、年に一回、様々なテーマでの取組や情報を提供します。	人権推進課	継続
⑮	「ふれあいあだより」の発行	市民交流センターの催しや人権に関する講座、講演また、市民交流センターの情報等を web サイトとともに提供します。	人権推進課 (市民交流センター)	継続
⑯	じんけん新聞「きずな」の発行	人権啓発推進協議会の活動をまとめた、じんけん新聞「きずな」を発行し、人権の大切さについて幅広く広報します。	人権啓発推進協議会	継続

(8) 人権尊重の地域社会づくりシステム

性別、国籍、障害の有無や生まれた地域や育った環境によって市民や子どもの社会参加が妨げられることのないように、全ての人に参加できる人権尊重の地域社会づくりシステムを構築します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	校種間を越えた協働の取組の推進	中学校の職業体験の受け入れ、ふれあいフォーラムへの参加、校種間を越えた交流等、協働の取組を推進します。	人権国際教育課 家庭支援課 保育子ども課	継続
②	地域内外交流の取組の推進	園庭開放、一時預かり保育、子育て講座、保護者学習会等を通して、地域内外交流の取組を推進します。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
③	国籍により不平等が生まれないシステムづくり	国籍により不平等が生まれないシステムづくりを、研究団体、関係諸機関と連携しながら推進します。	人権国際教育課 市外教	拡充
		国籍により不平等が生まれないように、関係機関と連携しながら国際理解に努めます。	保育子ども課 家庭支援課	拡充
④	地域教育協議会等のふれあい事業の充実	中学校区の地域教育協議会等のふれあい事業について、調整区解消を視点に入れて、充実を図ります。	指導課 人権国際教育課	継続
⑤	特別支援教育の推進	特別支援教育の推進・「ともに学び、ともに育つ」という視点を大切に、関係諸機関と連携しながら特別支援教育を推進します。	指導課	継続
⑥	全ての人に参加できる地域社会システム構築	公民館で活動するクラブ等支援を通して世代、性別、国籍を超えた様々な人たちが、交流し、全ての人に参加できる人権尊重の地域社会システム構築に寄与します。	文化振興課 (公民館)	継続
⑦	識字教室	識字活動を通して、日常生活に必要な文字・ことばの学習が困難であった人々(成人)が、社会生活を営むために必要な基礎的な能力や社会に主体的に参加するための知識や技能を習得するとともに、日々の学習の中で各種文化祭などに参加することにより、内外交流と相互理解を深め、地域社会への参画を促進します。	生涯学習課	継続
⑧	誰もが安心できる居場所の提供	障害の有無、年齢の差異等に関係ない、誰もが安全で安心できる過ごしやすい居場所となるよう、環境づくりを推進します。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑨	交流活動の促進	市内各地から訪れる市民や子どもが、青少年センター事業を通じて、お互いを知ることによる交流活動を促進します。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑩	障害児保育の推進	「障害児保育を通して心身の成長と発達を高める」という目的のもと、加配保育士を配置したり関係機関と連携したりしながら障害児保育を推進します。	保育子ども課	継続

⑪	市民活動の支援	せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」の一層の周知を図り、市民の主体的な活動を支援する拠点として、活動を促します。	人権推進課	継続
		学習意欲のある市民（子育て中の親）が、講座や行事へ参加しやすいよう一時保育等の環境を整えます。	人権推進課	継続
⑫	地域間交流、協働のまちづくりにつながる講座の充実	人権に関する講座などの充実と「生花教室」「健康教室」その他の教室、「市民交流センターまつり」などを通じて、地域間交流、協働のまちづくりを推進します。	人権推進課 (市民交流センター)	継続
⑬	人権啓発講座・人権啓発リーダー研修講座の充実	「人権啓発講座」、「人権啓発リーダー研修講座」の内容を充実させ、人権尊重の地域づくりを推進します。	人権協会	継続
⑭	交流講座による人権尊重のまちづくり	「交流講座」、「市民交流センターまつり」等を通じて、いろいろな地域の人々や団体がつながり、交流することで、人権尊重のまちづくりに努めます。	人権協会	継続

(9) 人権に関する資料の収集提供システム

市民や子どもの主体的な学びを創造するために、図書館をはじめとする社会教育施設や関係団体において常に最新の人権に関する情報・資料・書籍等を集め、恒常的に利用できるシステムの構築と広報に努めます。

	取組	取組の内容	担当課	
①	教材提供	子どもや保護者が主体的に学べ、生活を豊かにできるように、人権保育・教育に関する情報・資料・書籍の収集、提供できるシステムの構築と広報に努めます。	人権国際教育課	継続
②	人権に関する研究会・研修会等の情報提供	人権に関する研究会・研修会等の情報を各学校、各就学前児童施設等に周知します。	人権国際教育課 家庭支援課 保育子ども課	継続
③	人権保育・教育推進のための新資料等の情報収集・提供	各学校、各就学前児童施設等が人権保育・教育に取り組む際、要望に応じた参考資料（図書・視聴覚教材等）を紹介できるよう、常に新資料等についての情報を収集します。	人権国際教育課	継続
④	人権に関する情報・資料・書籍等の収集提供	地域の情報拠点として、市民や子どもが主体的に学べるよう、人権に関する幅広い情報・資料・書籍等を収集し、提供します。また、様々な人権課題について考え、理解が深められるよう、企画展示を行います。	文化振興課 (図書館)	継続
⑤	関係団体等への教材提供システムの構築と広報	学校・園等の要望に応じた資料を団体貸出やレファレンス（調査・相談）サービスを通して、提供します。	文化振興課 (図書館)	継続

⑥	人権等に関わる情報の収集・発信	大阪子ども・青少年施設等連絡会等と連携しながら、人権についての情報の収集、発信に努めます。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑦	大阪府の人権教育、在日外国人教育に関する情報提供	大阪府人権教育研究協議会、大阪府在日外国人教育研究協議会や泉南地区人権教育研究協議会と協力・連携し、人権教育、在日外国人教育の取組の交流や人権教育に関わる情報を提供します。	市外教	継続
⑧	大阪府の人権教育に関する情報提供	大阪府人権教育研究協議会及び泉南地区人権教育研究協議会と協力・連携し、人権保育・教育の取組の交流や人権保育・教育に関わる情報を提供します。	市人研	継続
⑨	女性問題や人権全般に関する情報、資料、書籍の収集・提供	せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」ライブラリーにおいて、女性問題についての書籍、資料のほか、関連する人権全般の書籍等を広く収集し、市民に閲覧の機会を提供します。	人権推進課	継続
⑩	人権に関わる最新の情報提供	(財)大阪府人権協会等との連携・協力のもと、人権に関わる最新の情報を提供します。	人権協会	継続

(10) 一人ひとりが大切にされていると実感できる環境整備

ユニバーサルデザインのまちづくり・学校づくりを目指し、そこに住む全ての人たち、そこに通う全ての子どもたちにとって、あたたかく迎え入れられている実感、一人ひとりが大切にされている実感をもつことができる環境整備・条件整備に努めます。

	取組	取組の内容	担当課	
①	人権の視点にたった環境づくり	(1) 支援を要する子どもや外国にルーツがある子どもをはじめとした様々な子どもの生活実態や背景を踏まえ、人権の視点にたった環境づくりに努めます。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
		(2) 支援を要する親子や外国籍の親子をはじめ、様々な生活実態や背景等を踏まえ、人権の視点にたった環境づくりに努めます。	家庭支援課	継続
②	人と人とのつながりを創造し、一人ひとりが大切にされ、安全でほっとできる環境づくり	集団づくりの視点を持ち、具体的場面を通して知識・態度・スキルを身につける取組や子どもと保護者、保護者どうしをつなぐ取組を通して、人と人とのつながりを創造し、一人ひとりが大切にされ、安全でほっとできる環境（場や雰囲気）づくりに努めます。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
③	語学補助員の配置と通訳の派遣	外国にルーツがある児童生徒が増加しているため、日本語支援により学校生活をスムーズに送ることができるように語学補助員を配置します。また、家庭訪問や個人懇談等で保護者との連携を図るために、通訳者を派遣します。	人権国際教育課 教育サービス課	拡充

④	全ての人が利用しやすい施設づくり	多言語資料、大活字資料、点字資料、さわる絵本、ＬＬブック（やさしくよめる本）、録音図書等の収集、貸出し、国籍や障害等に関係なく、全ての人たちが利用できる施設づくりに努めます。	文化振興課 (図書館)	継続
⑤	バリアフリーの環境整備とユニバーサルデザインの学校づくりの推進	既存の学校園施設については、誰もが安心して学び、育つことができる教育環境を構築するため、バリアフリー化の推進を図ります。 また、学校の改築等を行う際は、ユニバーサルデザインの理念に基づいた施設の整備を推進します。	教育総務課	継続
⑥	誰もが安心できる居場所の提供	障害の有無、年齢の差異等に関係ない、誰もが安全で安心できる過ごしやすい居場所となるよう、環境づくりを推進します。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑦	外国にルーツのある子どもを意識した環境整備の呼びかけ	ルビウちや子ども・保護者が理解できる文書の工夫、掲示板や行事のかざりなどへの工夫などを呼びかけ、他校園所のモデルとなる取組を紹介します。	市外教	新規
⑧	子どもにとって分かりやすい教室づくり、地域の人材や自然環境を生かした環境づくり	様々な子どもが視覚的に分かりやすいような保育室・教室づくり、地域の人材や自然環境を生かした環境づくりに取り組みながら、豊かな子どもの育ちにつなげます。	保育子ども課 指導課	拡充
⑨	人権の花運動の実施	「人権の花運動」により、優しい思いやりの心を育むことができる環境整備に努めます。	人権擁護委員会	継続
⑩	障害児介助員の配置	障害児介助員の配置・小中学校に在籍する障害がある児童生徒のうち、介助が必要な児童生徒がスムーズな学校生活を送ることができるように、介助員を配置します。	指導課	継続

(11) 組織的に取り組むシステム

市全体・学校全体・組織全体の活動全てを人権の視点で取り組みます。そのために、管理職のリーダーシップのもと、推進体制を確立し、取組については実態把握⇒目標⇒方針⇒計画⇒実行⇒総括を行う中で、全ての活動が組織的・有機的に機能するようにします。

	取組	取組の内容	担当課	
①	人権保育・教育推進体制の確立と人権教育担当者の設置、人権教育担当者会議の実施	(1)全ての校園に人権保育・教育推進体制を確立し、その中心を担う人権保育・教育担当者を位置づけます。また、全ての学校の人権教育担当者による「人権教育担当者会議」を行い、各校の人権教育の推進をコーディネートする力をつけることをねらいとして、推進計画の交流と総括を行います。	人権国際教育課	継続

		(2)各機関との連携のもと、子ども一人ひとりに人権を尊重した関わりができるよう研修を充実させます。また、その中心を担う園の人権保育担当者による担当者会議を行い、各園の推進計画の交流・総括を行います。	保育子ども課	継続
②	管理職人権教育研修の充実	管理職のリーダーシップの下、人権教育が学校の中心課題として推進されるよう、その年度に重点化を図るべき内容で、管理職人権研修を充実させます。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
③	人権保育推進体制の活性化	園内に人権保育推進体制を組織し、人権保育担当者を中心に、推進計画の点検・整理、実施状況の把握、総括等を作成し、それをもとに全教職員で論議し共通理解を図ります。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
④	人権啓発リーダーとしての校区人権協会の活用	市民に一番身近な団体である校区人権啓発推進協議会を活用し、地域における人権啓発リーダーとして人権啓発並びに、人権教育の場を周知します。	人権推進課	継続
⑤	検証に基づく事業の充実	本協会の事業について、実態把握→目標→方針→計画→実行→総括を行う中で、事業の充実を図ります。	人権協会	継続

2 人権保育・教育の推進

(1) 自分の思いが出せる・聞いてもらえる雰囲気づくり

人権保育・教育を推進するため、取り組む場に、一人ひとりが自分の思いや考えを出すことのできる雰囲気、聞いてもらえる雰囲気をつくります。特に就学前児童施設や学校では、そのような雰囲気をつくるために、日常的な集団づくり・人間関係づくりの取組を積極的に推進します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	「泉南市在日外国人教育指導の指針」に基づく教育環境の整備	「泉南市在日外国人教育指導の指針」に基づき、外国にルーツがある子どもたちや保護者が本名で通学できるなど安心して保育や教育を受けることができる環境づくりに努めます。	人権国際教育課	継続
②	日々の保育・教育の中でのなかまづくり	日々の保育や教育を通して、自分の気持ちを出せる場を保障し、いろいろな思いや考え方があがることを知り、自己肯定感が持てるようにしながら、主体的に関われる取組やなかまづくりを推進します。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
③	日々の広場事業の中での出会いや交流の場の提供	日々の広場事業での出会いや交流を通して、自分の気持ちを出せる場を保障し、いろいろな思いや考え方があがることを知り、自己肯定感が持てるようにしながら、主体的に関われる取組を推進します。	家庭支援課	継続

④	みんな仲よし会議の開催	子どもたちが青少年センターの運営の一端を担い、自主的な活動ができるよう、自分の意見を表明し、実現する場を提供します。	生涯学習課 (青少年センター)	新規
⑤	「こどもスタッフ」の組織	子どもたちの豊かな発想力がいつでも発揮できるよう、「こどもスタッフ」を組織化し、子どもの意見が尊重され、活動できる場を提供します。	生涯学習課 (青少年センター)	新規
⑥	障害児の個々の思いを大切にしたなかまづくり	障害の特性を理解するとともに、子ども自身をしっかりと見つめ、教職員との信頼関係を築くことを大切にします。また、他者を意識し、関わりを持つようとする気持ちを育てます。	保育子ども課 指導課	継続
⑦	集団づくり・子どもの権利の研修や実践交流	専門部・学習会・秋季研究集会等での実践交流を通して、各校園所での集団づくりや子どもの権利尊重の取組につなげます。	市人研	継続
⑧	市民人権グループ支援	市民向け講座修了者による、人権グループ（おしゃべり会）では、受講した人権講座等に対する想いを出し合い、それぞれの意見を尊重しながら、自分自身の生き方を見つめ直します。参加者どうしが聞いてもらえるような雰囲気づくりの支援を行います。	人権推進課	継続

(2) こんな研修・講座を実施

○みんなで考え、みんなで深め、参加者どうしがつながる

研修や講座が一方向的な知識注入型・情報伝達型で終わらないよう、学習者全体で考えを出し合いながら、深めていく内容にしていきます。さらにそのことを通して、学習者どうしのつながりを創造します。

○自分を振り返り、生き方が豊かになる

学習者が学んだ内容を自分自身のことに振り返って重ねていけるように、取組のあり方を工夫します。その結果、生き方が豊かになることはもちろん、社会の中に現れるものごとの本質を見抜き、未来を切りひらく力につながるようにします。

○身近に感じる

フィールドワークや聞き取り等を通して直接体験する中で、身近に感じる、生活実感を伴った内容の創造に努めます。

○具体的な手法が学べる

直面する具体的な日常の場面の中で、人とつながる方向で行動できる力を創造します。また、差別的な言動を見聞きした時の対応について、差別と気づいて指摘できなかった市民が多かったという実態調査の結果を受けて、行動できるためのスキルについて学ぶことができる内容を取り入れます。

○これまでとこれからをつなぐ

未来を切りひらくために、過去の歴史から学ぶ姿勢を大切に、そのための内容を創造していきます。その際、民衆の暮らしを明らかにするという視点に立ち、個別の人権課題はもちろん、全ての課題を視野に入れた普遍的な人権の歴史につながる内容にします。

○人権という普遍的概念と個別の人権課題^(※)

日常の具体的場面で行動できるように、個別の人権課題から出発した学習が普遍的な「人権」につながるようにしていきます。その際は、単に抽象的に「差別」とは何か、「人権」とは何か、と考え

るのではなく、個別の課題から具体的事実を見ずえる中で普遍性を学んでいく内容にします。

○解決の在り方を考える

具体的な課題があり、その解決のために人権教育があるという視点に立ち、取組をつくります。そのための実態把握や分析に努め、市民や子どもの意識や思いや願いの上にたち、その課題解決のあり方を考える内容を創造します。

(※) 国が示した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月閣議決定、平成23年4月1日閣議決定により一部変更)は、「人権教育の実施主体」として「学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人など」を示した上で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等の個別の課題を挙げ、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」としています。

また、大阪府教委が示した人権教育推進プランの小学校高学年・中学校・高等学校で取り組む領域として「子どもの人権、同和問題、男女平等、障害者、在日外国人・国際理解、様々な人権課題」があげられています。

	取組	取組の内容	担当課	
①	ねらいを明確にした研修の実施(人権保育教育講座・人権教育指導者育成講座)	その時期に重要と思われる課題について校種を越えて教職員がともに学ぶ「人権保育教育講座」、現場の教職員のニーズに応じた内容について先進的な実践や人との出会いから学ぶ「人権教育指導者育成講座」を実施します。	人権国際教育課	継続
②	出会い・体験・実践から視点を明確にする研修(人権保育担当者研修・人権教育担当者研修)	人権保育担当者研修・人権教育担当者研修では、市内・市外の実践から学びあえる研修を目指します。	人権国際教育課	継続
③	知識的側面・態度的側面・技能的側面の3側面を意識した研修・研究の実施	(1)研修・研究を実施する際には、知識的側面・態度的側面・技能的側面の3側面において培う力を明らかにして推進します。	人権国際教育課	継続
		(2)研修・研究を実施する際には、3側面を意識した内容になるように努めます。	市人研	拡充
④	キャリア教育の推進	子どもたちが未来を切り拓く力を身につけ、社会とつながり自立した子どもを育成するための中学校区キャリア教育全体指導計画を作成するなど、キャリア教育を推進します。	人権国際教育課 指導課	継続
⑤	小中一貫教育に係る取組推進	中学校区において小中一貫教育を進める組織において、共同で定めた「めざすハタチ像」の下、各学校、各就学前施設が連携した取組を推進します。その中で、学力向上、キャリア教育、人権教育、外国語活動などを共同で研究します。	人権国際教育課 指導課 学力向上対策室	拡充

⑥	授業づくり・学習習慣づくり・学習支援システムづくり	社会階層や文化的背景、マジョリティ・マイノリティに左右されることなく全ての子どもに学力をつけるため、授業づくり・学習習慣づくり・学習支援システムづくりの取組を、家庭・地域と共に推進します。	人権国際教育課 指導課 学力向上対策室	継続
⑦	保護者研修への参加者の広がりをつくるための体制の整備	各校園の保護者研修への参加者の広がりをつくるため、時間帯や日程を工夫し、一時保育、通訳、手話通訳等の体制を整えるよう呼びかけます。	人権国際教育課	拡充
⑧	人権研修の実施・支援	豊かな人権感覚を養い、日々の保育・教育に生かすために、人権研修を実施したり支援したりします。	人権国際教育課	継続
⑨	実感を伴いながら、参加者どうしがつながり合う保育士・教職員研修並びに保護者研修の実施	人との出会いや参加体験型学習を取り入れることで、実感を伴いながら、参加者どうしがつながり合う保育士・教職員研修並びに保護者研修を計画・実施します。	人権国際教育課	継続
⑩	実感を伴いながら、参加者どうしがつながり合う保育士・教職員研究並びに保護者研究の実施	人との出会いやフィールドワーク、参加体験型学習を取り入れることで、実感を伴いながら、参加者どうしがつながり合う保育士・教職員研修並びに保護者研修を計画・実施します。	保育子ども課 市外教	継続
⑪	参加者がつながる行事への取組	参加者が自ら考えを出し合い、企画する公民館まつり等の開催支援を通して、みんなで考え、みんなで深め、参加者どうしのつながりを創造します。	文化振興課 (公民館)	継続
⑫	「人権教育講座」の充実	「人権教育講座」について、家庭・地域・学校・職場など身近な日常生活における人権問題を市民に分かりやすく参加しやすい内容となるよう工夫し、人権意識の向上につながるよう努めます。	生涯学習課	継続
⑬	講習講座事業の実施	青少年が様々な知識を学べる場、体験できる場、生き方のモデルと出会える場を提供し、生き方が豊かになるよう、講習講座等を充実させます。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑭	保育のスキルアップ	市内・市外で実施される様々な研修会に参加し、日々の保育に生かします。	家庭支援課	継続
⑮	ファミリーサポートセンターや子育て応援団等への人権研修	ファミリーサポートセンターや子育て応援団等への研修の中に、人権について考える研修を必ず位置づけます。	家庭支援課	継続
⑯	園所内人権研修の実施	豊かな人権感覚を養い、日々の保育に生かすために、様々なテーマで園内人権研修を行います。	保育子ども課 家庭支援課 人権国際教育課 指導課	継続

⑰	保育施設合同研修会の実施	市内の就学前施設が、人権保育や子育て支援についての共通意識を持ち、つながり合えるような研修を企画・実施します。	保育子ども課	新規
⑱	人との出会いを通じた研修の推進	個別の人権課題について「夏季研究集会」や各専門部会で、地域の人や当事者との出会いを通して学び自分ごととして学び合える研修を企画・実施します。	市人研	継続
⑲	就学前・小・中のつながりを意識した人権育・教育	就学前・小・中のつながりを意識した人権保育・教育を考える研修を企画・実施します。	市人研	継続
⑳	人権啓発リーダー養成講座、ヒューマンライツセミナー、男女平等参画社会づくり講座の推進	「人権啓発リーダー養成講座」、「ヒューマンライツセミナー」、「男女平等参画社会づくり講座」について、充実した内容となるよう検討し、参加者に目的意識を持ってもらえるよう啓発に努めます。	人権推進課	継続
㉑	人権問題が身近になる講座・研修の充実	人権問題について、だれもが参加でき、身近に体験できる講座や研修に取り組み、地域間交流を促進します。	人権推進課 (市民交流センター)	継続
㉒	様々な人権課題の講座による人権意識の向上	「人権啓発講座」、「人権啓発リーダー研修講座」について、様々な人権課題の内容を取り入れ、講義形式、参加型学習、フィールドワークを実施し、参加者の人権意識が向上するように努めます。	人権協会	拡充
㉓	人権尊重の職場環境の醸成	大阪企業人権協議会や関係機関等と連携を図り、事業所内の人権意識の高揚、人権尊重の職場環境の醸成などに向けた取組を推進します。	事業所人権推進連絡会	継続
㉔	全ての子どもの学力と進路を保障するための保幼小連携	全ての子どもの学力と進路を保障するための保幼小連携・「保幼小連携会議」を実施し、社会階層や文化的背景、マジョリティ・マイノリティに左右されることなく、全ての子どもの学力と進路を保障するための保幼小連携を推進します。	指導課 保育子ども課	継続
㉕	教職員研修	子どもの姿を中心に置き、泉南市の学校再編などの特徴的な課題に対応する資質能力の育成を図る研修を開催します。	指導課 学力向上対策室 人権国際教育課	継続

(3) 人材の活用

どのような条件にあらうとも人との出会いの中で生き方のモデルを見出し、確かな生き方を確立できるよう、様々な人材を活用した人権教育を推進します。そのための講師紹介や人材を活用したプランの作成・提供に努めます。

	取組	取組の内容	担当課	
①	出会いを通じた研修の構築	「人権保育教育講座」、「人権教育指導者育成講座」等において、人との出会いをつくり、様々な人の生き方に学ぶ研修内容を構築します。	人権国際教育課	継続

②	本物との出会い、 生き方との出会い	人権に根ざした豊かな経験ができるよう、地域の 人材や保護者を活用し、本物との出会い、生き方 との出会いをつくっていきます。	人権国際教育課 家庭支援課 保育子ども課	継続
③	人材活用のプラン の提供	各学校における取組を推進するための人材の情 報を収集し、人材だけでなく、その人を招いてで きる学習プランも紹介できる体制を整えます。	人権国際教育課	継続
④	ボランティアの育 成	あらゆる世代との交流、一人ひとりが共に助け合 い、支え合う社会の実現を願って自発的活動の支 援、エンパワーメントを感じ取れる活動の支援 等、様々な観点からボランティアの募集を行い、 全ての事業をボランティア育成の視点で実施し ます。	生涯学習課 (青少年センター)	新規
⑤	在日外国人教育や 国際理解教育に関 する人材活用のプ ランの提供	在日外国人教育や国際理解教育に関する地域の 人材の発掘に努め、各学校の取組に対する講師紹 介等を行います。	市外教	継続
⑥	先輩保護者や地域 の人の教育力の活 用	卒園児の保護者や地域で活動している方を招い て保護者会で学び合い、地域の人材活用のため関 係機関との情報交換や連携を密にします。	保育子ども課	継続
⑦	各学校園所や地域 と連携した人権保 育・教育の取組づ くり	人権保育・教育に関する地域の人材や講師の発 掘・把握に努め、各学校園所の取組に対する講師 紹介等を積極的に行います。	市人研	新規
⑧	人材の活用情報提 供	機関誌「わだち」に、今までの人材リストを人 権の課題別に整理して、学校園所で取組に活用で きるように作成します。	市人研	継続

(4) 大人と子どもがつながる

「地域の中で子どもを育てる」という視点に立ち、保護者と子どもはもちろん、地域の大人と子どもがつながり、さらに、子どもを真ん中に地域の全ての人が世代を越えてつながる「まちづくり」の取組を人権の視点で創造します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	保護者どうしをつ なげる取組	各学校、各就学前児童施設等で行う取組に保護者 どうしをつなげる視点を入れます。	人権国際教育課	継続
②	各学校のPTA人 権教育の推進と支 援	各学校のPTAに人権啓発推進委員会等の人権 教育推進のための組織を確立し、そこを中心に行 われる人権研修を支援します。そのための教材や 参加型のプログラムの研究に努めます。	人権国際教育課 生涯学習課	継続
③	地域の産業や伝統 文化等を取り入れ た世代間交流の推 進	主催の行事に地域の産業や伝統文化等を取り入 れる中で、地域・保護者・子どもをつなぐ世代間 交流を推進します。	人権国際教育課	継続

④	世代間等の交流活動の推進	公民館で活動するクラブ等支援を通して地域の大人と子どものつながり、地域の全ての人が世代を超えたつながりを創造します。	文化振興課 (公民館)	継続
⑤	居場所やサードプレイスとしての機能充実	子どもの思いや悩みなどを傾聴し、見守る市民ボランティアの配置や、必要な資料の整備等を通して、居場所やサードプレイスとしての機能の充実に図り、地域の大人と子どもがつながり、子どもの育ちを支援します。	文化振興課 (図書館)	新規
⑥	読書ボランティアとの協働事業等の実施	読書ボランティア団体等への支援や協働事業を通して、地域の全ての人が世代を超えたつながりを創造します。	文化振興課 (図書館)	継続
⑦	泉南市PTA協議会における人権教育の推進	泉南市PTA協議会において人権研修等に積極的に取り組むとともに、人権教育講座へのPTA関係者の主体的な参加を促し、家庭教育における人権教育を推進します。	生涯学習課	継続
⑧	地域の中での世代間交流の推進	(1)母子保健事業への参加を通して地域の人材(民生委員児童委員・食生活改善推進員等)と連携します。	保健推進課	継続
		(2)子育て支援事業への参加を通して地域の人材(民生委員児童委員・子育て応援団等)を活用します。	家庭支援課	継続
		(3)社会福祉協議会や地域の事業所と交流し、地域の人と触れ合い、世代間交流を推進します。	家庭支援課	継続
		(4)地域・保護者・子どもをつなぐ世代間交流を推進します。	保育子ども課 指導課	継続
⑨	ファミリーサポートセンター事業の推進	ファミリーサポートセンターのシステムを通して、地域の中で大人と子どもをつなぎます。	家庭支援課	継続
⑩	安全で安心な居場所の提供	関係団体と連携し、「おおさか元気広場推進事業」を活用し、大人と大人、子どもと子ども、大人と子ども等、地域で子どもを中心としたつながりが持てる居場所事業を提供します。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑪	外国にルーツのある子ども、保護者を中心とした交流活動の充実	泉南地区「集まれ子どもたち」において、保護者と子どもたちの出合いや交流を充実させます。	市外教	継続
⑫	地域や保護者と協働した学校園所の実態を発信	「夏季研究集会」や「秋季研究集会」で地域や保護者と協働した学校園所での実践を発信することで、大人と子どもがつながる取組の大切さを学びます。	市人研	継続
⑬	せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」の活用	せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」について、より広く市民に知ってもらうために周知します。	人権推進課	継続

⑭	子どもを守るネットワークづくり	子どもを守るネットワークづくり・学校支援地域本部事業や子ども安全パトロール員活動、青パト連絡会等の取組を通して、地域の大人がつながる仕組みを構築し、子どもを守るネットワークづくりを推進します。	指導課	継続
---	-----------------	--	-----	----

(5) 市民と学校がつながる

人権のまちづくりの視点で学校教育と社会教育がつながり、人権の取組に関わる組織・団体と連携しながら総合的に取組を推進します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	「教育コミュニティ」の形成と地域活動の活性化・ネットワーク化	学校・家庭・地域社会における様々な人々が協働し、子どもの教育のために力を出し合う「教育コミュニティ」の形成と、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を推進します。	指導課 人権国際教育課	継続
②	人権教育・キャリア教育の授業公開	人権教育・キャリア教育の取組を授業参観などで公開し、保護者や地域住民の共感を得られるような取組を展開します。	人権国際教育課	継続
③	学校の取組に参画する地域支援	保護者や地域住民が学校の取組に参画する仕組みをつくります。	指導課	継続
④	機関の壁を越えたつながり	保育園・幼稚園・認定こども園の教職員の地域子育て支援センター事業への参加や、保護者交流の場への参加を依頼し、意見交換の場や連携の中で、入所・入園前の親子の姿を共有し、入所・入園後のきめ細かい配慮、対応につなげます。	家庭支援課	継続
		出前保育を市内の小中学校・高等学校で開催することで、地域の教育機関を知り、児童生徒との交流ができるよう取り組みます。	家庭支援課	拡充
⑤	校種間が連携した取組の推進	高校生との交流、中学校の職業体験の受け入れ、ふれあいフォーラムへの参加、校種間交流等、協働の取組を推進します。その際、双方に有意義な取組になるよう、企画立案段階から子どもの実態を共有し、目的を定めます。	家庭支援課	継続
⑥	市民と共に人権について学ぶ学習会の実施	「全体学習会」では、人権6団体の取組として、市民・地域と共に人権について学習する場をつくります。	市人研	継続
⑦	校区人権協の充実	校区人権協の集い等を市民（地域）、保護者、学校等と相談、連携しながら取組を推進します。	人権啓発推進協議会	拡充
⑧	人権関係組織、団体との連携、取組の推進	人権に関する行政部局及び人権教育機関、人権6団体（人権啓発推進協議会・人権協会・人権擁護委員会・事業所人権推進連絡会・市人研・市外教）が互いに取組を交流し、人権週間「市民の集い」などをはじめとする市民、地域、学校がつながる取組を推進します。	人権推進課 人権啓発推進協議会 人権協会 人権擁護委員会 事業所人権推進連絡会 市人研 市外教	継続

(6) 市民・保護者・子ども自身が企画する

人権のまちづくりの担い手として市民・保護者・子ども自身が主体性をもって取組を企画・運営できるシステムを構築します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	地域づくり・まちづくりへの子どもたちの主体的参画	地域づくり・まちづくりに子どもたちが主体的に参画する取組を推進します。	人権国際教育課	継続
②	「せんなん子ども会議」の実施	「泉南市子どもの権利に関する条例」に基づき、「せんなん子ども会議」を実施し、子どもに関わる事項について、市に対して意見を表明する機会を保障します。	人権国際教育課	継続
③	市民が主体的に自ら取り組む行事の支援	公民館クラブ連絡協議会等の企画運営に携わることで、公民館クラブ等に所属する市民自らが主体性を持って行動できるシステムの構築支援を行います。	文化振興課 (公民館)	継続
④	子どもが自主的に企画する「ジュニア司書クラブ」の実施	「ジュニア司書クラブ」では、様々な体験を通して、子どもが自主的に企画や運営に関わり、図書館づくりに参画できる機会を保障します。	文化振興課 (図書館)	継続
⑤	みんな仲よし会議の開催	子どもたちが青少年センターの運営の一端を担い、自主的な活動ができるよう、自分の意見を表明し、実現する場を提供します。	生涯学習課 (青少年センター)	新規
⑥	「こどもスタッフ」の組織	子どもたちの豊かな発想力がいつでも発揮できるよう、「こどもスタッフ」を組織化し、子どもの意見が尊重され、活動できる場を提供します。	生涯学習課 (青少年センター)	新規
⑦	子どもが主体的に企画、参加する「熱中フォーラム」の参加	大人教が企画する「熱中フォーラム」で中学生が自校の人権の取組などを報告します。その会の運営も子どもたちで行う場への参加推進を行います。	市人研	新規
⑧	市民から企画を募る「男女平等参画社会づくり講座」	「男女平等参画社会づくり講座」等において、ルーム登録グループから企画を募り、協働して講座を実施します。	人権推進課	継続
⑨	せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」を活用した自主事業の実施	せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」登録グループの自主事業実施について、支援、協力を行います。	人権推進課	継続
⑩	市民・保護者・子ども自身が企画するシステムづくり	校区人権協が中心になって、市民・保護者・子ども等が企画、運営できるシステムを構築します。	人権啓発推進協議会 人権推進課	継続
⑪	「おしゃべり会」による人権学習の企画・立案	市民向け講座修了者による、人権グループ「おしゃべり会」では、身近な人権課題についてさらに学びを深めるために、人権学習について企画・立案を行います。	人権推進課	継続

(7) 現実に起こっている人権問題を踏まえた課題の共有・教材化

現実に起こっている人権の課題を広く市民に周知する取組をつくとともに、そこを踏まえた具体的行動を主体的に考えていく内容の創造に努めます。

	取組	取組の内容	担当課	
①	知識的側面・態度的側面・技能的側面においての力を育成する人権教育の推進	いじめや差別のない一人ひとりが大切にされる人権尊重に基づく学校づくりに向け、現実に起きる問題に行動できるよう、知識的側面・態度的側面・技能的側面において子どもたちの力を育てます。	人権国際教育課	継続
②	現実に起こっている人権問題を踏まえた参加型研修	現実に起こっている人権問題について共有し、その課題について、参加者一人ひとりが考えを出し合える参加型の研修に取り組みます。	人権国際教育課	継続
③	現実に起こっている人権問題を踏まえた在日外国人教育・国際理解教育の推進	現実に起こっている人権問題を踏まえた在日外国人教育・国際理解教育を推進し、その教材づくりについての研究を推進します。	市外教	継続
④	現実に起こっている人権問題を踏まえた人権教育の実施	現実に起こっている人権問題を踏まえて、人権保育・教育を推進し、その教材づくりについての研究を推進します。	市人研	継続
⑤	現実に起こっている人権問題を踏まえた研修	土地差別解消につながる研修や、その他身近に起こっている人権問題を踏まえた研修や講座を行います。	人権推進課 人権啓発推進協議会	継続
⑥	土地差別解消につながる教材の研究	(1)市人研の「人権・部落問題学習」専門部会などで、土地差別の現実など、現実に起こっている人権問題を踏まえ、調整区解消を意識した土地差別解消につながる学習プログラムについて教育委員会と市人研で共同した研究を継続していきます。	人権国際教育課	継続
		(2)市人研の「人権・部落問題学習」専門部会などで、土地差別やネット差別の現実など、現実に起こっている人権問題を踏まえ、差別解消につながる学習プログラムについて研究している。	市人研	継続
⑦	人権保育の課題の共有と研修参加の促進	保護者会や通信を活用し、今現実にある人権保育の課題を共有するとともに、取組を紹介し研修参加を呼びかけます。	保育子ども課 人権国際教育課 指導課	継続
⑧	把握した人権課題の解消に向けた研修	地域で起きている人権問題について把握し、それらの課題解消に向けた研修を行います。	人権啓発推進協議会	継続
⑨	講義録の作成	現実に起こっている人権問題や各相談事業からの事例を今後の研修や講座等の内容に反映させ、研修や講座を開催し、可能な限り視聴覚資料としてまとめます。	人権協会	継続

(8) 子どもどうしがつながる～集団づくり・人間関係づくり～

子どもたちが人を信じ、人とつながって生きることで未来を切り拓くために、学校教育において、身近なかまとの関係を構築します。そのために、学校生活だけでなく地域・家庭でのくらしや社会的背景の中での確かなつながりをつくる「くらしでつながる集団づくり」を推進します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	学級集団づくりの研修	人権の視点に立ったくらしでつながる集団づくりの研修を実施します。	人権国際教育課	継続
②	研究団体と連携した「くらしでつながる集団づくり」の研究	研究団体と連携して、安心できる雰囲気や学級の中につくるクラスづくりについて研究するとともに、人権の視点に立った「くらしでつながる集団づくり」とは何かを明らかにします。	人権国際教育課	継続
③	子どもどうしにつながり	子育て支援事業（遊びの広場・年齢別広場等）を通して、子どもどうしがつながる機会を取り入れます。	家庭支援課 指導課	継続
④	集団を軸にした居場所の提供	様々な学校や学年、保護者等が集まる青少年センターにおいて、お互いに安心して自分の思いがこぼれ、息抜きができるサードプレイスとして居場所を提供します。また、様々な活動を通して子どもたちの多様な人とのつながりをつくり出します。	生涯学習課 (青少年センター)	新規
⑤	子どもの実態を踏まえた集団づくりの推進	子どもの実態から出てくる課題について議論し、保育内容や関わり方について研究し、子どもどうしがつながる保育教育を推進します。	保育子ども課 人権国際教育課 指導課	継続
⑥	集団づくり・人間関係づくりの取組の充実	専門部会や学習会等で、子どもと子どもをつなぎ、くらしでつながる集団づくりを目指し、その視点について交流し、確かな集団づくりに向けての研究を推進します。	市人研	継続

(9) 具体的なカリキュラム・教材づくり

全ての学校・組織で人権保育・教育を推進していくための具体的な教材やカリキュラムを創造していきます。特に学校教育においては大阪府教育委員会の人権教育推進プランに示された「人権学習プログラム」(⇒資料)にもとづき、小学校低学年は3領域（自分と社会との関わり、自分と集団との関わり、生命の大切さ・自分と家族との関わり）、小学校高学年と中学校は5領域（子どもの人権、同和問題、男女平等、障害者、在日外国人・国際理解）と様々な人権課題に関わる全領域を網羅した人権教育推進計画を全ての学校で作成するとともに、そのための具体的なカリキュラム・教材づくりを、プロジェクト等を立ち上げる中で、各学校と協力して推進します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	研究団体の研究機能充実支援、協働による教材づくり	研究団体と連携して教材を研究し、研究冊子にまとめます。教材づくりや学習プログラム作成等において、市人研、市外教等の支援を行い、互いに協力することで研究機能を充実させます。その際、知識的側面・態度的側面・技能的側面の3側面から培う力を意識して取り組みます。	人権国際教育課	継続

②	「人権教育・保育実践交流会」を通じた教材研究	「人権教育・保育実践交流会」を通して、人権教育副読本改定版「にんげん：ひとシリーズ」並びに大阪府教育委員会「人権教育教材集・資料」を活用した市内実践例を知り合うことで教材研究に努めます。	人権国際教育課	継続
③	日本語指導の必要な在日外国人等の子どもたちのための教材整備	日本語指導の必要な在日外国人等の子どもたちの指導にあたり、日本語指導加配配置校と連携して教材の整備に努めます。	人権国際教育課	拡充
④	P T A協議会と連携した学習プログラムの研究	P T A協議会と連携し、家庭における人権啓発を促進し、研修を通じて学習プログラムの研究に努めます。	生涯学習課	継続
⑤	人権保育・教育推進計画に基づいたカリキュラム・教材づくり	人権保育・教育推進計画に基づき、子どもの発達や実態に即した人権保育・教育のカリキュラムや教材づくりを推進します。	家庭支援課 保育子ども課	継続
⑥	遊び広場の実施	各小学校で、異なる学年との交流や人との関わりを環境を整え事業を展開します。	生涯学習課 (青少年センター)	拡充
⑦	保幼小中一貫したプログラム研究	保幼小中一貫したプログラム研究を進めることで、子どもたちに力をつけます。また、研究したプログラムの内容はもちろん、研究を通してつくった職員どうしのつながりを保護者・地域に発信することで、安心して通わすことのできる保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校を目指します。	市外教	継続
⑧	カリキュラム教材づくりの推進	「在日外国人・国際理解」に関するカリキュラム・教材づくりについての研究を各学校と協力して推進します。	市外教	継続
⑨	個別の支援計画、指導計画に基づいたカリキュラム・教材づくり	個々の子どもの実態を把握し、保護者の意向も踏まえ個別の支援計画、指導計画を作成、個々に応じた、支援具づくりを推進します。	保育子ども課 指導課	継続
⑩	知識的側面・態度的側面・技能的側面の3側面を意識した教材研究と実践の普及	専門部や学習会等で、知識的側面・態度的側面・技能的側面の3側面につながる実践交流や教材研究を行い各校園所での取組を推進します。	市人研	継続
⑪	「まち・ひと・せんなん教材づくりプロジェクト」によるプランの作成と普及	「人権・部落問題学習」専門部会では、「まち・ひと・せんなん教材づくりプロジェクト」において、部落問題学習の具体的なプランの作成や普及を教育委員会と連携して推進します。	市人研	継続
⑫	「人権教室」の実施	人権擁護委員による人権啓発冊子・DVD・紙芝居を使った授業「人権教室」の実施を各小・中学校と協力して推進します。	人権擁護委員会	継続

(10) こころとからだを視点においた取組

こころとからだの両面を視点においた人権保育・教育の取組を推進します。特にからだについての取組を行う際には、取組の検証軸を人権の視点に立って明確にし、振り返りを大切にします。

	取組	取組の内容	担当課	
①	からだ・健康、命を視点においた食育	(1)栽培活動・クッキング、会食を通して食育を推進します。活動を通して、食とからだ・健康の関係はもちろん、生き物の命をもらって生きていると感じられるよう、「命」やそこに携わる人々の営みに視点をおいた取組を推進します。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
		(2)食生活講座や子育て講座等を通して食の大切さを伝えます。	家庭支援課	継続
②	しなやかなこころとからだをつくる遊び	遊びの中での体力づくり・ふれあい遊びを通して、しなやかなこころとからだをつくります。	人権国際教育課 家庭支援課 保育子ども課	継続
③	こころとからだを自分で守ろうとする取組	専門家等も活用し、子どもが自分のこころやからだの大切さを感じ、すすんで守ろうとするような取組を推進します。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
④	一人ひとりの子どもを受容する療育の推進	健診等により把握した経過観察が必要な子どもに、専門医等との診察、相談の場の利用を促し、必要に応じ、療育等、子どもの現状に応じた機関を紹介します。	保健推進課	継続
⑤	基本的生活習慣の確立と生活感覚を高める取組	食育担当者会議にて、朝食摂取率の向上を目指し、担当各機関での啓発を強化していきます。	保健推進課	新規
		子どもたちの基本的生活習慣の確立を進め、生活感覚を高めていきます。取り組む際は、保護者の参画を視野に入れていきます。	保育子ども課	継続
⑥	乳幼児期からの食育の推進	乳幼児健診、はみがき教室、離乳食講習会などの事業を通して乳幼児期からの食生活の大切さを伝えます。	保健推進課	継続
⑦	ライフステージに応じた情報の提供	ライフステージに応じて、健康に関する知識・情報を発信し、こころとからだの健やかな発達を支援し、健康づくりを支援します。	保健推進課	継続
⑧	「夏季研究集会」での講演内容や「秋季研究集会」での実践報告の発信	「夏季研究集会」や「秋季研究集会」では、こころとからだの両面を視点に入れた人権保育・教育について発信することで、学校園所での取組を推進します。	市人研	継続
⑨	こころとからだの健康づくり	性別に関わらず、生涯を通じたこころとからだの健康づくりを推進します。特に女性が生涯を通じて、自分の健康について管理し、自己決定できるよう支援します。	人権推進課	継続
⑩	食育、生活習慣確立の取組の推進	食育、生活習慣確立の取組の推進・学校、家庭、関係機関が連携し、食育、生活習慣確立の取組を推進します。	指導課 保健推進課	継続

(11) 人材の育成

教職員・保育士・行政職員においては、世代を越えて全ての人が指導者となれるよう、研修を充実させるとともに、誰もが指導者として使える教材開発に努めます。さらに市民・保護者・企業等においても、指導者育成の視点にたった研修・講座を行い、人権のまちづくりの主体形成に努めます。

	取組	取組の内容	担当課	
①	「人権教育指導者育成講座」における人権教育推進のための視点の明確化	「人権教育指導者育成講座」では、人権啓発リーダーとしての活動も視野に入れた指導者育成の観点から、全国的視野に立った先進的な実践に学びます。その際には、知識的側面・態度的側面・技能的側面の3側面から力を培う指導のための大切な視点を意識して取り組みます。	人権国際教育課	継続
②	「初任者人権研修」における人権保育・教育推進のための視点の明確化	「初任者人権研修」を実施し、自らの人権感覚を磨くとともに、人権の視点に立った学級づくり等について学び、人権保育・教育推進のための視点を明らかにすることで、人権教育の次世代を担う人材を育てます。	人権国際教育課 指導課	継続
③	保護者リーダーの組織	各校園においては保護者リーダーを組織し、そのつながりを広げていながら、PTAや保護者の活動に全ての保護者が参加する仕組みをつくります。それらの保護者リーダーが人権啓発リーダーにつながるよう、人材の発掘に努めます。	人権国際教育課	継続
④	世代を超えての指導的立場の市民育成	公民館まつりや公民館クラブ連絡協議会等、参加スタッフ自らが考え企画する公民館での行事や団体を支援することで、企画を指導的に実行できる立場の市民を育てます。	文化振興課 (公民館)	継続
⑤	人権啓発のすそ野を広げる人材育成	「人権教育講座」を通じて、広く市民に人権意識の向上を図り、人権啓発リーダーとなりうる人材のすそ野を広げ、地域の人権啓発の活性化につながる人材育成に努めます。	生涯学習課	継続
⑥	子どもの関わり方基本スタンスや研修の共有	青少年センターの子どもの関わり方基本スタンスを定期的に見直し、共有します。またそれぞれ職員が参加した研修について、情報共有し、今後の事業に生かします。	生涯学習課 (青少年センター)	新規
⑦	ボランティア養成	(1)食生活改善推進員の養成講座を行い、ボランティアの専門性を高めます。	保健推進課	新規
		(2)各園でボランティアの機会を提供します。その際は、各園で行っている人権保育についても紹介します。	保育子ども課	継続
		(3)保育ボランティア研修、ファミリーサポートセンター研修等でボランティアの養成を行います。	家庭支援課	継続
⑧	子どものこころの理解の推進	教職員を対象に子どもたちのSOSを受け止める体制づくりのために、研修を実施します。	保健推進課 指導課	継続

⑨	実習生や新任研修の教職員の受け入れ	実習生や新任・2年目研修の教職員を受け入れ、人権保育について考えるきっかけとなる働きかけをします。	家庭支援課 保育子ども課	継続
⑩	研修参加の呼びかけによる人権感覚の向上	大阪府人権教育研究協議会、泉南地区人権教育研究協議会の研修等への参加を呼びかけます。	市人研	拡充
⑪	人権啓発リーダーの養成	(1)講座修了生や「おしゃべり会」等の活動を通して、将来的に人権啓発リーダーとして地域で活動できる人材を養成します。	人権推進課	継続
		(2)人権協運営委員が地域の人権啓発リーダーとして活動できるよう養成・研修を行います。	人権啓発推進協議会	継続
		(3)「人権啓発講座」「人権啓発リーダー研修講座」を充実させることにより、人権啓発リーダーとして活躍できる人材を養成します。	人権協会	継続
⑫	企業内の人権推進リーダーの育成	企業内の人権推進リーダーの養成を図るなど、企業内の人権啓発推進のための体制づくりの支援を行います。	事業所人権推進連絡会	継続

3 子育て支援の推進

(1) 保護者と子どもがつながる場

日常の生活の中で、子どもへの思いをうまく表現できない保護者、また、子どもへの思いを自覚できない保護者が子どもと出会いなおすことで子どもとつながっていけるよう取組を推進します。また、他の子どもともふれあうことで自分をみつめ直すという視点ももって取り組みます。

	取組	取組の内容	担当課	
①	子育てサークル等の育成と活動支援	子育てサークルに対して活動場所の貸館事業における提供支援を行います。	文化振興課 (公民館)	継続
②	ブックスタート事業の実施	ブックスタート事業(4ヶ月児健康診査時において、一人ひとりの赤ちゃんとその保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本の楽しみ方を伝える事業)を通して、親子のふれあいを支援します。	文化振興課 (図書館)	継続
③	子どもと向き合う機会の保障	(1)子どもが遊べる拠点事業、子育て支援事業(広場事業)を通して、保護者と子どもが向き合える場所を提供します。	家庭支援課	拡充
		(2)子育て支援事業(親子教室・子育て講座等)を通して、関わり方を学べる親子プログラムを充実させます。	家庭支援課	継続
④	父親参加の事業の充実	父親参加の事業を通して、父親と子どもとの関わりを深め、事業をきっかけに家庭での関わりが深まるようにします。	家庭支援課 保健推進課	拡充
⑤	青少年センター児童館事業、市民交流センター児童館事業の実施	保護者と子どもが安全に安心して過ごすことのできる居場所を提供し、子どもと向き合うことのできる機会をつくります。	生涯学習課 (青少年センター)	拡充

⑥	保育参加・保育参観の実施	保育参加（日常保育・園行事）や保育参観を通して、子どもとの関わり方を学ぶ機会を提供します。また、保護者と子どもが互いの思いを様々な形で表現し伝え合えるよう、子どもと保護者をつなぎます。	保育子ども課 指導課	継続
---	--------------	--	---------------	----

（２）保護者どうしがつながる場

保護者が関係機関以外に安心して話ができる、相談できる保護者を一人でもふやしていきけるよう、保護者どうしがつながる場を創造し、取組を推進します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	人権ワークショップの実施	保護者の人権研修で人権ワークショップを実施し、保護者どうしをつなぎます。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
②	保護者リーダーの組織	保護者リーダーを組織し、そのつながりを広げていながら、PTAや保護者の活動に全ての保護者が参加するしくみをつくります。それらの保護者リーダーが人権啓発リーダーにつながるよう、人材の発掘に努めます。	人権国際教育課	継続
③	子育てサークル等の育成と活動支援	子育てサークルに対して活動場所の貸館事業における提供支援を行います。	文化振興課 (公民館)	継続
④	父親参加の事業の充実	父親参加の事業を通して、父親と子どもとの関わりを深め、事業をきっかけに家庭での関わりが深まるようにします。	保健推進課	継続
⑤	子育て支援事業の充実	子育て支援事業（遊びの広場、親子教室、子育て講座等）を充実させ、子どもをもつ保護者どうしが出会う場を提供し、つながりを育てます。	家庭支援課	継続
⑥	保護者がつながる支援プログラムづくり	赤ちゃん教室受講者どうしが仲間に発展していくような支援プログラムを取り入れます。	家庭支援課	継続
⑦	子育てサークル育成の実施	子育てサークル育成を実施し、活動の継続、活性化のための支援（「サークル交流会」・「サークルのわ！」等）をすることで、保護者どうしをつなぐつながりを深めたり、広げたりします。	家庭支援課	継続
⑧	ちびっこ遊び広場 in まいぶん	子育て情報の共有や、保護者どうしがつながりを持ち、心にゆとりを持って子育てができるよう、交流できる居場所を提供します。	生涯学習課 (青少年センター)	継続
⑨	外国にルーツのある保護者が孤立しない取り組みの発信	外国にルーツのある保護者が孤立しないよう、保護者どうしをつなげる各校園所のモデルとなる取組を発信し、紹介します。	市外教	新規
⑩	園庭開放、子育て講座の充実	園庭開放や子育て講座等で、保護者どうしが出会う場を提供し、つながりを育てます。	保育子ども課	継続
⑪	保護者会の充実	保護者会を通じて保護者どうしお互いの思いを受け止め、子育ての悩みを共有しながらともに育ちます。	保育子ども課	継続

⑫	保護者どうしがつながる場や雰囲気づくり	園で行う全ての取組に保護者どうしをつなげる視点を入れ、保護者どうしが親しく話し合える場や雰囲気を園所内につくります。	保育子ども課 指導課	継続
⑬	保護者研修への参加者の広がりをつくるための体制の整備	保護者研修への参加者の広がりをつくるため、時間帯や日程を工夫し、一時保育、通訳、手話通訳等の体制を整えます。	保育子ども課 人権国際教育課 指導課	拡充

(3) 保護者向け講座

実体験を伴った講座や研修を通して、保護者が子育てに意欲を持って取り組めるようにします。その中で保護者自身が子育てを通して、生き方が豊かになれる実感を持てる取組を推進します。また、保護者自身が子どもの人権を守ることはもちろん、人権のまちづくりに主体的に関われるよう、人権の視点を持って取り組みます。

	取組	取組の内容	担当課	
①	子育てを振り返る機会の保障	保護者が自分の子育てについてふりかえったり、気づいたりする機会となるようにします。	人権国際教育課 保育子ども課 家庭支援課	継続
②	子育てに関する講座の開催	保護者に子育てに参加する機会をつくり、子育てに関心を持つ講座等を行います。	文化振興課 (公民館)	継続
③	保護者向け講座や乳幼児おはなし会等の開催	関係団体と連携した保護者向け講座や、乳幼児とその保護者を対象としたおはなし会等の開催を通して、保護者が楽しく子育てに取り組み、生き方が豊かになれるよう支援します。	文化振興課 (図書館)	継続
④	子育てフォーラムの実施と充実	子育て中の保護者を対象に、親子の心地よい関係づくりや 親が子どもに寄り添うための時間や場所の提供、発達・栄養 相談、入所や入園に関する情報発信など、子育てに関する支援を行う子育てフォーラムの充実を図ります。	家庭支援課	継続
⑤	妊娠期、乳幼児期の教室等の充実	妊娠期の教室、離乳食講習会を充実させ、子どもを持つ前から、継続して保護者とのつながりに努めます。	保健推進課	継続
⑥	男女平等の子育ての推進	父親も参加できる講座を設定し、父親が子どもとふれあう機会を持ち、母親の子育てに対する不安やしんどさを理解し、男女平等の子育てを推進します。	人権推進課 家庭支援課	継続

(4) 市民全体で子育て

子育ては本来、保護者を中心に、社会全体で担うものです。市民全体が「自分たちの地域の子ども」「自分たちのまちの子ども」という視点にたち、子どもの育ちに参画していけるよう取組を推進します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	保護者や地域住民の保育参加の推進	保護者と地域住民のつながりを創造するために、保護者や地域住民の保育参加の取組を推進します。	人権国際教育課 保育子ども課	継続
②	講座時の一時保育の充実	一人でも多くの保護者が参加できるように、必要に応じて講座時の一時保育を行います。	文化振興課 (公民館)	継続
③	ブックスタート事業を通じた地域ぐるみの子育て支援	ブックスタート事業を通して、地域のボランティアの方々に4カ月児健康診査時に赤ちゃん一人ひとりに関わってもらうことで、地域が子育てを応援していることを保護者に伝えます。	文化振興課 (図書館)	継続
④	ファミリーサポートセンター事業の展開	ファミリーサポートセンター事業では、会員相互の子育てに関する援助活動を行うことで、他地域のつながりの再構築を図ります。	家庭支援課	継続
⑤	わんぱくっこ育成推進会議の内容の点検	地域における児童の健全育成の推進方策を検討し、地域ぐるみで参加できる赤ちゃん教室を実施します。	家庭支援課	継続

(5) 保護者と関係機関のつながり

保護者が安心して話ができ、相談できる関係機関であるように、家庭訪問や連絡ノート、通信などを通して、一人ひとりの保護者が関係機関との確かなつながりを日常的に実感できる取組を推進します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	送迎時のことばかけ・ICTシステム・家庭訪問等によるつながりの構築	送迎時のことばかけ・ICTシステム・家庭訪問等を通して、保護者との信頼関係を構築し、全ての保護者に就学前児童施設の取組が届くようにします。	人権国際教育課 保育子ども課	拡充
②	在宅子育ての支援	赤ちゃん教室や広場事業を他機関と共催・協力することで、各機関の持っている特性をいかして親子と関わりながら、機関と保護者がつながるように支援します。	家庭支援課	継続

(6) 現実に起こっている課題を踏まえた課題の共有・教材化

現実に起こっている人権保育の課題を広く保護者に周知する取組をつくるとともに、それを踏まえた具体的行動を主体的に考えていく内容の創造に努めます。

	取組	取組の内容	担当課	
①	現実に起こっている人権問題を踏まえた教材研究	現実に起こっている人権問題について共有し、そのことを踏まえた教材を開発します。また、その課題について、参加者一人ひとりが考えを出し合える参加型の研修に取り組みます。	人権国際教育課	継続
②	人権保育の課題の共有と研修参加の促進	保護者会や通信を活用し、今現実にある人権保育の課題を共有するとともに、取組を紹介し研修参加を呼びかけます。	保育子ども課 人権国際教育課 指導課	継続

③	市民意識調査に基づいた職員研修による人権意識の見直し	市民意識調査で、把握した実態を職員研修で周知し、課題を共有し、取組を推進します。	人権推進課	継続
---	----------------------------	--	-------	----

(7) 保護者自身が企画する

保護者が人権のまちづくりの担い手として主体性をもって行動できるように、自らが人権保育の取組を企画・運営できるシステムを構築し、その支援を行います。

	取組	取組の内容	担当課	
①	サークルの自主活動	保護者の自主活動であるサークルの運営を支援します。(遊び・運営等の相談、場所提供、おもちゃの貸し出し等)	家庭支援課 保育子ども課	継続

(8) 将来の子育て参画に向けて

自分の子どもを持ってはじめて赤ちゃんにふれた、ということのないよう、将来、子育てに参画する可能性のある全ての子どもたちに保育実習等を通じた体験的な学びの場を創造します。

	取組	取組の内容	担当課	
①	小学生・中学生の子育て経験の場の提供	(1)出前保育を市内の小学校・中学校で開催し、乳幼児とふれあう機会を提供します。	家庭支援課	拡充
		(2)次世代の親を育成するため、小学生・中学生の年代より乳幼児や障害児と触れ合う機会として体験保育の場を提供します。	保育子ども課 指導課	継続
②	高校・大学生に保育の場を提供	(1)市内の高校の授業の一環として、また一時保育の保育ボランティアとして、親になる期待と子育ての大変さ・親の存在の大きさ・将来の進路について考える機会を提供します。	家庭支援課	継続
		(2)保育士等の実習を受け入れます。また、学生ボランティアを受け入れ、保育体験の機会や障害児の理解や関わりを知る機会を提供します。	保育子ども課 家庭支援課 指導課	継続